

「当り屋保険」の襲撃

襲撃1 --- 虚偽事故、架空保険示談強要

襲撃2 --- 裁判所調停悪用（活用）、詐欺弁護士起用、当り屋詐欺

通行人の主婦を襲う「通り魔 / 当り屋 犯罪企業一味」 第1、2次襲撃（現場 当り屋行為後） 示談、調停 襲撃と襲われた主婦側防戦の記録 関連資料群 --- カメカの命令があると保険会社はこの手口でやります。		
資料INDEX		
j	日本興亜損保締押付問答集 / 襲撃1	通り魔重工業総務部に連絡したら直ぐに身代わりのパシリ、当り屋保険が出てきました。 見え見えの黒の企業群 押付け圧力です。 - H24/4/26
		せっかく逃げ切ったのに、通り魔重工業に命令されて犯罪に着手です。 (示談なんて逃げ切ってもういらぬのに、なぜわざわざ犯罪行為して支払いに来たのか意味不明ですが、)
k	貴裁判所 調停事件について / 襲撃2	調停申立すれば何も確認しないで犯罪者の言うまま共犯を犯す裁判所に聞いてみました。---当然無回答。 判決後再度事務官に資料を提示して聞くと。--- 裁判所は規則どおり手続きしただけだから相手に訴訟してだそうな、治外法権。黙れ、犯罪者共犯の罪犯所。(頼まれて殺せば囑託殺人だぞ)
l	調停期日呼出状	犯罪者共犯の罪犯所 / 罰則付き呼出状 --- 虚偽事実に基づく呼出 H23/7/1
m	調停申立書	犯罪者一味の調停申立書 / 詐欺内容 H23/6/27
n	調停申立書に対する反論	犯罪者一味の調停申立書 / 詐欺内容への反論 2011.9.10

平成 23 年 3 月 22 日

370

様

〒371-0023
群馬県前橋市本町 2 丁目 11 番 2 号
富士オートビル 7 階
日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター
林 敦
TEL 027-221-1143
FAX 027-223-0315

本当に失礼な犯罪者だ

ご連絡

いきなり、再度びっくり
電話で保険会社が条件を見てくれ、といいながら
こちらが解決を頼んだと人のせいにしてきたぞ。

前略失礼いたします。

去る平成 23 年 2 月 20 日、様と 井陣氏との間で発生しました交通事故の件でご連絡申し上げます。

私は、この件の解決を新井陣氏より委任されました保険会社の担当で、今後は私が窓口になりますのでよろしくお願いいたします。

本日のお電話の中で、様より「解決案を提示されたい」旨のお話をいただいておりますが、解決案を提示するためには、事故の状況を把握する必要がありますと考えております。井氏からは詳しくお話を聞いておりますが、

様のお話をまだお聞かせいただいております。つきましては、様のお話をお聞かせいただきたく、ご本人様か、あるいは、もし任意保険にご加入されていたらその保険会社の方のどちらかからご連絡をいただけないでしょうか。お話をよくお聞きした上で、当方が考える解決案をご提示させていただきますたく存じます。

当て逃げされ、直ぐに修理したいから何度も連絡した際に逃げて回って被害車両を修理させなかった保険会社はお前だ、日本興亜損保・当り屋保険。

以上

2011/03/27

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 殿

被害者の当然の善意に基づく最小限の正しい請求

高崎市

連絡の件

1. 3月22日付 貴社書面

3月22日の電話でこちらは「解決策を提示しろ」などと言っておりません。

勝手に文書内にストーリーを作らないでください。

そちらが、「何か保険会社側の考えを提示するから見てくれ」という話でしたよね。

事故の状況は事故証明書^①を添付するので見てください、これでプロの保険会社御担当は十分判るはずです。これだけの期間実質「当て逃げ」を継続して今頃...ですね。

2. の考え

1ヶ月間 井、^②、貴社 の三者で 当方の電話に対し否定を継続、対応を盥回しし 当方の車両修理遅延、不稼動損失を拡大させました。

車両修理損、に加え実質「当て逃げ」で大幅に膨れた損失を含め全額補填を要求します。

詳細は下記のとおり

(1) 車両破損損失修理代 ----- 153,330

(2) 不稼動時代替車両使用料 ----- @6,300 X 12 日 = 75,600

(P2)

(3) 貴社「保険適用可能性無」説明 (対) に起因する請求権明確化の

ための内容証明関連費用、郵送代 ----- 31,500

350

1,140

小計 32,990

(4) 車両修理対応、ネット^③に依頼・折衝、上記項目対応に関連する の逸失時間補填

時間単価 15,000 円/時間 X 12 時間 = 180,000

(時間単価は が業務時顧客に請求する時間単価と同額。)

(1) - (4) 総計 441,920 円

金 四十四萬壱千九百貳拾円也

3. 上記を下記銀行口座に振込みいただければ収束いただいで結構です。

必要があれば が領収書を発行します。

口座 群馬銀行 高崎支店

店番号

敬具

〒 370


639

交通事故証明書

申請者 住所 氏名

様

甲・乙・との続柄 本人 代理人

事故照会番号	高崎署 第1169号		甲・乙・との続柄 本人 代理人										
発生日時	平成23年 2月20日 午後 5時 8分ころ												
発生場所	群馬県高崎市榎高町1868-11												
甲	住所	群馬県高崎市飯塚町221 (Tel.027-361-2833)										備考 甲・乙以外の当事者無	
	フリガナ氏名	イジノ 井 陣		生年	平成 年 月 日		男 (20歳)						
	車種	自家用 普通乗用自動車		車両番号	高崎330 800								
	自賠責保険関係	有り あいおいニッセイ同和損害保険		証明書番号	EK24139662								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・歩行・その他											
乙	住所	群馬県 (Tel.)										備考 甲・乙以外の当事者無	
	フリガナ氏名			生年	年 月 日								
	車種	自家用 普通乗用自動車		車両番号	高崎								
	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災		証明書番号	2L4057830								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・歩行・その他											
事故類型	人対車両	車両相互					車両単独					踏切	不調査中
		正面衝突	側面衝突	衝突	接	○追	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		
<p>上記の事項を確認したことを証明します。</p> <p>なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日</p> <p>自動車安全運転センター</p>													
群馬県事務所													

3

証明番号	000639	照合記録簿の種別	物件事故
------	--------	----------	------

平成 23 年 3 月 28 日

370
群馬県

様

認めるとか偉そうな言い方するな
詐欺会社、当り屋保険

〒371-0023
群馬県前橋市本町 2 丁目 11 番 2 号
富士オートビル 7 階
日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター
林 敦
TEL 027-221-1143
FAX 027-223-0315

ご連絡

前略失礼いたします。

去る平成 23 年 2 月 20 日、
様と 井陣氏との間で発生しました交通事故の件で、
様より 3 月 27 日付「連絡の件」をいただき、これに対し下記のとおりご回答申し上げます。

「 様の考え」に対する回答

- (1) 車両破損損失修理代：153,330 円について
回答：損害額としてはお認めします。ただ、このうちの何パーセントをお支払いするかは、今後 様とお話合いの上で決めさせていただきたいと思います。
- (2) 不稼働時代車使用料：75,600 円
回答：お認めできません。
- (3) 内容証明関連郵送代：32,990 円
回答：お認めできません。
- (4) 喪失時間補填：180,000 円
回答：お認めできません。

当方の考え方は、次のとおりです。

$(\text{ 様車両の修理代} \times \text{ 井氏の過失割合}) - (\text{ 井氏車両の修理代} \times \text{ 様の過失割合}) = \text{当方から 様への支払額}$
お互いの過失割合を決めるために、事故状況につき、 様側のお話をお聞かせいただきたい旨申し上げた次第です。

以上

2011/04/02

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

連絡の件/間違いの訂正

1. 3月28日付 貴社書面

文書が大間違いです、下記の趣旨に書き換えて再度送付要。

そもそも加害者一味（井、ゆ、日本興亜損保）が **1ヶ月間も当て逃げを継続し**、
これだけ損を膨らませた事実は極めて重い。

尚、今まで一味が詐欺的行為、事実と異なる連絡を継続し続けていることから貴社が
一味を代表する 井の代理人であることの証明要。

2. 訂正送付されるべき文書

加害事故に対し、一味（井、ゆ、日本興亜損保）で誤った対応を行い、“ 様
“に多大な損失を出させたことを一味で深く反省し深くお詫び申し上げます。
車の早期修理復旧、損失の最小化のための連絡を受けたにも関わらず 様に無関係
な「保険の内容」に関する一味内部の不都合に起因する理由により、今日に至るま
で、一味全員が逃げ続けたことを深く反省し、一味・3者で責任を分担し要求額につ
いては全額即時 無条件で支払いさせていただきます。

3. 立場、見解の間違い

当逃げ加害者の代理人が「お認めできません。」というのは明確に相手違い。

代理人なら一味を代表して、整理しお詫びして支払うのが当然。

「お認めできません。」は一味の中、ゆ、宛の内輪話。

井の父親も相当浮世離れしたミスター加害者、重ねてあなたたち一味の対応には呆れるばかり。
一味が や、 にどれくらい迷惑を掛けてきたか、電話対応した一味のメンバーに良く確認してくださいね、こちらには何時誰がどんな嘘連絡をしたか記録有。

以上

平成 23.年 4 月 4 日

様

〒371-0023
群馬県前橋市本町 2 丁目 11 番 2 号
富士オートビル 7 階

日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター

林 敦

TEL 027-221-1143

FAX 027-223-0315

詐欺、当り屋保険の「適正な解決」とは
実際とは無関係の事故を捏造、別の事故損傷を
便乗見積、別の車の保険を事故から 1 ヶ月後
に付替え、これを被害者に強要詐取することら
しい。

ご連絡

前略失礼いたします。

去る平成 23 年 2 月 20 日、様と 井陣氏との間で発生しました交通事故の件で、様より 3 月 28 日付「連絡の件/間違いの訂正」と題する書面をいただき、これに対し次のとおりご連絡申し上げます。

まず、小職の立場についてご説明しますと、井氏より本件事故の解決を委任されている保険会社の担当者です。「法的な賠償責任」を井氏にかわって履行します。

「解決」とは、様、井氏双方の経済的損失（修理代）を確定させ、双方の過失（責任）割合を確定させて合意にこぎつけることです。民事上の解決です。

適正な解決にこぎつけるべくお話し合いを軌道に乗せたいと思います。趣旨ご理解ください。

以上

日本興亜損保㈱
 群馬損害サービスC
 林 敦 宛

4/4 日付 連絡の件

1. 4月4日付 貴社書面

「法的な倍償責任をかわって履行する」そうですが、弁護士法 72 条規定は大丈夫ですか、失礼ですが あなた弁護士さんですか。

前回要求したように「一味を代表する 井の代理人であることの証明要」---- 今まで ㊦ とか言う代理人だと嘘の主張し騙した者も居ますから 正当性の証を見せてくださいね。

2. 民事だとようやく良くわかった様だから要求額を速やかに支払ってください。

2.1 事故の翌日修理するための現物査定確認要求に対し、「㊦は直ぐに見に行きます」と電話連絡し、今だに誰も に来ていません。外した部品保管料の請求も次回出したいですけど…。プロである の方々も「今まで是だけ嘘ついて酷い対応をした保険会社は皆無ですね」とおっしゃってます。で、この部品どうしますか 事務所に着払いで送りましょうか … 追突が良くわかりますけど。

2.2. 以前 井に電話すると父親と名乗る当事者外の奴が電話を代わり、話す前に電話切るから掛け直すと、警察呼ぶぞとか、加害者の分際でよく言うよ、一味結託して 1 ヶ月も逃げたくせに。 1 ヶ月も何もしない一味が、「保険会社が適切に処理してる?」、フンこの対応が一味では適切なんだ…。(物差が違うな)

2.3 ㊦が に支払い保証すると言いながら何も対応しないので、直接貴社の窓口に電話した 御担当に貴社は「本件は付保車両(事故車へ)の車両変更手続きがされておらず、保険が支払われない典型的なケースなので 99%、先ず保険会社は無関係になります、従って、無関係」と答え、車両修理を中断させ、そのまま捨て置きましたね。この責任は明確に一味にあり、損失を最小化しようとしている サトの活動を阻害しましたね。

2.4 更に、3/8 日電話してきた 「㊦」もこちらの質問に次の回答してますけど。

- Q: なぜ 2 週以上放置するの?

H.A: 99%保険適用外、社内で適用外の最終確認中。保険会社は無関係になる見通し、あと 1 週間では社内調整完了しない見込み。

車の修理代の査定は、どうせ無関係になるから対応不要

- Q: ㊦が支払い保証すると 両方に電話で言いましたけど

H.A: そうですか、それは困りました、保険対象外の見込みですから。

- Q: の修理作業が ㊦ / 保険会社の齟齬連絡で中断、二次損・経費 請求しますけど。

H.A: そうですね、ただ保険会社は無関係の見込みですから。

これも実は嘘、別車の別保険事故後付替えだった。

・ Q:無関係なら良いけど、1%で対応することに変更の場合はこちらの要求、支払い請求にクレーム付けないでくださいね。

HA: 井、アガ、保険会社側の一方的責任で放置、 と無関係の内部事情なのでクレーム付けません、是だけ放置し迷惑掛けてます。

上記の通り、 林担当が引継ぐ前に、逐次通告・協議、対応方針が確定しており後は、速やかに取決めに基づく請求への支払いを履行してもらうだけです。

今更、メンバーチェンジして嘘の上塗りを繰り返して焼き直しなんて無いですよ、日本興亜さん、 林さん。

最初逃げて、後全部嘘押付なんて無いと思うけどこいつら毎日やってるから、当たり前作業。

の、対応・行為はその時点で当事者を主張した一味の相手に事前通知、説明、回答完了してますから。

- 修理することの通告
- 車両修理代の通告
- 事故責任の通告 / 事故証明 (通常 甲は加害者、追突ですね)
- 二次損失請求の通告

地震、津波問題等こちらも極めて多忙なので既に決着済みの内容の禅問答はやめてくださいね。

以上

平成 23 年 4 月 12 日

370-

〒371-0023
群馬県前橋市本町 2 丁目 11 番 2 号
富士オートビル 7 階
日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター
林 敦
TEL 027-221-1143
FAX 027-223-0315

前向きな対応とは：
事故捏造、詐欺保険会社の嘘の押し付けに
屈服しろという連絡。
このご理解は普通出来ませんよね。
弱者、家庭の主婦は ” 企業一味 ” に負け
ません。此処は日本国。

ご連絡

前略失礼いたします。

去る平成 23 年 2 月 20 日、 様と 井陣氏との間で発生しました交通事
故の件で、 様より 4 月 9 日付「4/4 の件」と題する書面をいただいております
が、これにつきご返答申し上げます。

様のご主張の趣旨は、2.の項目に記載されました「請求額を速やかに支払
ってください」であると受け止めております。これについてのご回答は、すで
に 3 月 28 日付けの「ご連絡」で申し上げている通りです。

解決に向けて、前向きな話合いを持ちたいと考えております。 様におか
れましてはご賢察いただき、趣旨ご理解くださるようお願いしております。

犯罪者の押付けを弱者の主婦が賢察できるか？ ん！

以上

2011/04/17

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

4/12 日付 連絡の件

日本興亜さん、 林さん、あなたも相当「スーモ」ですね。

の、対応・行為はその時点で当事者を主張した一味の相手に事前通知、説明、同意回答の受領まで完了してます。

- 修理することの通告
- 車両修理代の通告
- 事故責任の通告 / 事故証明 (通常 甲は加害者、追突ですね)
- 二次損失請求の通告

上記について ライ、ゆが、吐 各者が にコンタクトした各時点で のタイムリ-要求に、支払いに同意する回答を明確にしています。

1ヶ月以上遅れて協議済み案件の担当になったあなたの仕事は唯一つ、直ぐに支払い清算するだけ。早く、前向きに対応して請求額を清算してくださいね。

既に、 の連絡に逃げ回りながら、支払い了承をしている 「ライ、ゆが、日本興亜損保㈱ 一味」が今更、担当を替えて再交渉で条件組替とか馬鹿・破廉恥な話は無いでしょう。 **あなたもこの要求は無理筋と判っているながら主張しているでしょう、早く社内、一味と協議して要求額全額払ってね。**
破廉恥な対応はいい加減にして前向き対応を宜しくお願いしますよ。

破廉恥一味め、再度此処は日本国、名誉ある親王国、「上野の国」だ。
通行の安全は活券にかけて皆で守るぞ。

以上

平成 23.年 4 月 18 日

様

〒371-0023
群馬県前橋市本町 2 丁目 11 番 2 号
富士オートビル 7 階
日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター
林 敦
TEL 027-221-1143
FAX 027-223-0315

ご連絡

前略失礼いたします。

去る平成 23 年 2 月 20 日、様と 井陣氏との間で発生しました交通事故の件で、様より 4 月 9 日付「4/12 の件」と題する書面をいただいておりますが、これにつきご返答申し上げます。

去る 3 月 22 日より様とお話（お手紙のやり取り）をさせていただいておりますが、未だに進展を見せておりません。私は、解決に向けて前向きな話をしたいのです。様のご賢察を願っております。

いやだよ、当り屋詐欺保険の横車に遭られませんよ。

以上

崎法律事務所
KJA 崎先生

通り魔重工、当り屋保険一味の連携
試験をしてみました。
・通り魔重工業
・当り屋保険
・詐欺師の先生
一味連携で裁判所に突入。
まさかこの時 裁判所まで 「無法・ならず者の番人」、犯
罪者一味とは知りませんでした。
検察腐敗といい勝負。(此処は日本国ですが???, でも
刼エトの一部だし、外人多いし！)

2011年5月30日

裁判所調停の件

1. 裁判所対応

下記優先で表記 意味無と思います、皆さんで協議してお止めになったら如何ですか。

2. 推奨対応

富士重工群馬製作所 人事課 里さんとの協議をお勧めします。

彼を仲介にし と協議したら会社の信頼度がありますから 10 分くらいの協議で全て完了でしょう。

同社の常勤監査役(重役)に、本件 CSR 委員会への付議も含めお願いしました、自動車メカの沽券にかけて広告どおりの CSR、CG を要求しました。

動かなければ 最後は 側から必要な指揮を検討します。(但し、伝家の宝刀を抜く必要は先ず無いと考えています。)

当然、褒め殺し記載、後で役立ちます
犯罪被害者、弱者からのコホガバナズ通報ですよ

3. 波及

CSR 付議時点で関係者(雇用、取引先)の一部はレッドカードを受けると思います、あれだけチャンス、猶予があったのに無視した自己責任負担は仕方ないですね。保険会社もしっかりした三井住友がありますから合併後の日本興亜も不要かもしれません。CSR、CG の時代、ステークホルダー多数のグローバル企業は大変です、古典的な田舎感覚は無理です。

・並みの企業群は此処で押切りしません、公文書で虚偽を捕捉され、後日追及の証拠を握られて押切れれば、近年企業の存続が危うい。(八百長は廃業、日本相撲協会知ってます)
・三菱自動車の先例でこの一味学習していないみたいです。幹部が詫びいれて、車修理の責任取れば綺麗に揉み消して終わりできたと思うけど。
・やはり類似「当り魔営業案件」が多数あり、押付・押切が社内マニュアル規定にあるんでしょうね。

以上

2011/04/24

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

うるさいので此处で整理に掛かります。
適正。前向きな処理を項目ごとに確認

4/18 日付 「ご連絡」 の件

日本興亜さん、 林さん、あんな相当なもんだな、極めて悪いな、それが天然系だな。

1. 上司と協議して常識がわかる奴に、担当替われ。
2. それとお前の所属の責任者に各項目について確認の社印を押印させて 1 部送り返せ。

確認項目 1

事故後、至急の「事故車現物確認要求」に明日対応すると電話回答し 2 ヶ月経過後の今でも対応しない行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ適正な対応である。

確認項目 2

井の車両は有効な保険が付保されていないと虚偽の連絡を下田に行い、1 ヶ月間対応を逃げて回る行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 3

損失を最小にするための至急対応要求に対し 代理店を自称する 〃ルガなる者が支払い保証を 〃に連絡し、その後群馬損害サービスCが支払い不能を主張し修理妨害する行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 4

事故後、事故・社内事情を主張し、加害者、自称代理店、保険会社 一味 3 者が、の連絡に盥回しでしらばっくれ逃回る行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 5

どうせ保険適用にならないからと鷹をくくり、担当が責任負担すると回答した行為は、保険が適用される状況に変化した場合 しらばっくられて、無視、踏倒すのは日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 6

上記確認項目 1-5 を無視してしらばっくれを押通すため 担当者を替えて、 が前向きでないと極めて非常識な押付け・責任置換をする行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

上記に確認の査印をもらってから、次の話を聞きましょう。日本興亜損保の対応の前向き度合い明確だよな、すごい対応だと思うだろう、御賢察しろよ。

以後 〃への連絡は必ず責任者の印を押印して送れ。

以上

平成 23.年 4 月 26 日

様

〒371-0023
群馬県前橋市本町 2 丁目 11 番 2 号
富士オートビル 7 階
日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター
林 敦
TEL 027-221-1143
FAX 027-223-0315

ということで、高崎簡易罪犯所の詐欺調停に
舞台は変わります。

ご連絡

前略失礼いたします。

去る平成 23 年 2 月 20 日、様と 井陣氏との間で発生しました交通事故の件で、様より 4 月 24 日付「4/18 付「ご連絡」の件」と題する書面をいただいておりますが、これにつき、ご返答申し上げます。

本件解決につき当方の被保険者らと検討した結果、被保険者が、弁護士に本件事故の解決を委任することとなりました。つきましては、委任弁護士から

様宛て受任のご連絡が行くと思いますので、よろしくお願いいたします。これに伴って、私は本件の交渉窓口からは退きますのでご承知おきくださるようお願いいたします。

この時、権利のある被保険者は存在しない。
此処から鮮明な詐欺に手を染める一味

以上

反論内容を見ても相手が敗退しないことを
予見できない。詐欺犯罪に慣れ切っている。

2011年12月1日

高崎簡易裁判所長殿

群馬県

一味共犯の高崎簡易罪犯所に聞いてみました
当然黙殺です。

貴裁判所 調停事件について
平成23年(ノ)第36号

1. 背景

本件は富士重工業(株) 社員の 井 陣が従来から噂にある富士重工業の組織的指示による販売促進のため通行車両の破壊を目論んだ事案と疎明される根拠があります。但し、襲撃者は不明な人間のように襲撃後の処理に必要な任意保健を失効させていました。

2. 今回の高崎簡易裁判所への問合せ事項

2.1 富士重工の手先 日本興亜損保の代理人 詐欺師の 崎 幸 は本件に関し「平成23年(ノ)第36号」の調停を申立ております。

2.2 本調停の申立人として「井 哲」を車両の所有者と記載しておりますが添付 群馬陸運支局長発行の登録事項証明書によれば 所有者は「井 陣」です。

2.3 従って、高崎簡易裁判所 は虚偽の調停申立書に基づき、調停期日呼出状を送付し、当事者になれない第三者のために、詐欺集団の一味として、強制力を行使して、 を裁判所に召喚し、 に不利益な妥協を迫るとともに、①勤務先での年休 ②勤務地: からの移動費用③反論のための資料作成を強制する等の 損失を加えた事になります。

これは、高崎簡易裁判所の担当官が 最低限の車両の所有関係を確認すること無しに業務執行したことに起因すると考えます。

3. の問合せ

3.1 本件に関する高崎簡易裁判所の見解を聞かせてください。

(即ち、虚偽申請に基づき、判事、調停員が犯罪者集団一味として働いたことについての裁判所の見解を伺いたい)

3.2 虚偽申請は文書偽造の犯罪に属すると考えます、詐欺師 崎幸 他を処罰することは可能でしょうか。

3.3 が受けた不利益の補償を裁判所に求めることは出来ますか。

4. 関連事項

詐欺師 崎幸 は「弁護士」を名乗っていますがこれも虚偽ではないでしょうか、主張が虚偽の限りを尽くし極めて悪質です。

事件番号 平成23年(ノ)第36号
債務額確定調停事件
申立人 井 哲 外1名
相手方 外1名

詐欺師 崎の虚偽に基づく
本呼出状により、高崎簡易裁判事
及び調停員が犯罪者の一味とな
り裁判所の力を借りて市民を苦し
めた。

調停期日呼出状

平成23年7月1日

相手方 殿

虚偽所有件基づく詐欺申立てに基づき
罪犯所が罰則付きと脅して出頭を強制してきました。

高崎簡易裁判所A係

裁判所書記官 青山

代表電話027-322-3541 内線(1115)

FAX番号027-321-7507

頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり
定められましたから、出頭してください。

記

期日 平成23年8月31日(水) 午前10時00分

場所 当裁判所 簡易裁判所書記官室 (1階)

(注意事項)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。
病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人
(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。
申立に使用した印鑑及び、この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当
日持参してください。
実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの言い分を十
分お聴きします。

調 停 に つ い て

あなたに対して調停が申し立てられましたので、調停手続の概要を説明します。

調停は、裁判官1人と民間から選ばれた民事調停委員2人以上とから成る調停委員会が、申立人とあなたの言い分を十分聞き、事情をよく調査して、もめ事の原因をはっきりさせた上、双方の話し合いによって、実情に即した適切な解決を図ろうとする手続です。

ですから、もめ事の解決について、裁判のように勝ち負けを考慮することはありませんし、関係者の間だけで手続が進められますので、内容が外部に知れることはありません。

調停で話し合いがまとまると、その内容は調停調書に記載され、判決と同じ効力を持つこととなります。

申立人は、このような調停手続で、問題を解決しようとしていますので、適切なもめ事の解決のため、あなたにも調停期日に出席していただくようお願いします。

調停申立書

2011年6月27日

高崎簡易裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士

崎 幸



当事者の表示

虚偽記載

〒370

群馬県

申立人

井

哲

同所

申立人

井

陣

〒370-

群馬県高崎市

【送達場所】

崎法律事務所

申立人ら代理人弁護士

崎 幸

〒370

群馬県

相手方

同所

相手方

一般調停

調停事項の価額 金 40万9616円

ちょう用印紙額 金 2500円

申立の趣旨

申立人 井陣が、相手方 井哲 に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認する。

との調停を求める。

紛争の要点

1 申立人らと相手方らとの間で、次の交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した（甲1）。

(1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分頃

(2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11

(3) 関係車両 申立人 井哲（以下「申立人哲」という。）が所有し、申立人 井陣（以下「申立人陣」という。）が運転する普通乗用自動車（以下「申立人車」という。）

虚偽記載

自動車事務所の全部事項証明書記載の所有者と違います。

相手方（以下「相手方」という。）が所有し、相手方（以下「相手方」という。）が運転する普通乗用自動車（以下「相手方車」という。）

(4) 事故の態様 申立人車が車線変更する際、相手方車と接触した。

2 当事者双方の損害

ア 申立人車は損傷を受け、その修理額は金25万0089円である（甲2、3）。

イ 相手方車は損傷を受け、その修理額は金15万3330円である（甲4、5）。

3 本件事故の示談交渉の経緯、本件事故の過失割合

ア 本件事故は、上記のように、申立人車が車線変更しようとしたところ、相手方車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、相手方ら＝30%、申立人ら＝70%が相当である。そして、上記過失割合に基づき処理すると、相手方は、申立人車に対して、 $25万0089円 \times 30\% = 7万5027円$ を賠償する義務を負い、申立人車は、相手方雅夫に対して、 $15万3330円 \times 70\% = 10万7331円$ を賠償する義務を負い、双方の損害賠償請求権を対等額で相殺すると、申立人車は、相手方に対して3万2304円の損害賠償債務を負うにすぎない。

イ これに対して、相手方雅夫は、申立人らに対し、相手方車の修理費全額その他、「不稼働時代替車両使用料」「逸失時間補填」などとして合計44万1920円の不当かつ過大な請求をしている（甲6）。

4 以上のように、申立人らは、本件事故によって相手方に生じた損害について3万2304円の適正な賠償をするつもりであるが、相手方雅夫が申立人らに44万1920円という不当かつ過大な請求を行い、当事者間での解決が困難な状況である。

5 よって、申立人車は、相手方雅夫に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認を求め、本申立をするものである。

証 拠 書 類

- | | |
|--------|--------------|
| 1 甲1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 甲2号証 | 写真（申立人車） |
| 3 甲3号証 | 修理費明細書（申立人車） |
| 4 甲4号証 | 写真（相手方車） |
| 5 甲5号証 | 見積書（相手方車） |
| 6 甲6号証 | 通知書（相手方雅夫作成） |

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 申立書副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各2通 |
| 3 委任状 | 2通 |

〒 370

639

甲第 / 号証
交通事故証明書

副


住所 高崎市

申請者

氏名

様

甲 (乙) との続柄 (本人) 代理人

事故照会番号	高崎署 第 1169 号												
発生日時	平成 23 年 2 月 20 日 午後 5 時 8 分ころ												
発生場所	群馬県高崎市棟高町 1868-11												
甲	住所	群馬県 (加)									備考 甲・乙以外の当事者 無		
	刀加十氏名	井 陣			生 年 月 日	平成 20 歳		日					
	車種	自家用 普通乗用自動車		車 両 番 号	高崎 330 800								
	自賠責保険関係	有り あいおいニッセイ同和損害保険		証明書番号	EK24139662								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・歩行・その他											
乙	住所	群馬県 (加)											
	刀加十氏名				生 年 月 日								
	車種	自家用 普通乗用自動車		車 両 番 号	高崎								
	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災		証明書番号	2L4057830								
事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・歩行・その他												
事故類型	車 両 相 互						車 両 単 独				踏 切	不 調 査 中	
	人 対 車 両	正 面 衝 突	側 面 衝 突	出 衝 合 い 頭 突	接 触	○ 追 突	そ の 他	転 倒	路 外 逸 脱	衝 突			そ の 他
<p>上記の事項を確認したことを証明します。</p> <p>なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日</p> <p>自動車安全運転センター</p>													
群馬県事務所													
証明番号	000639					照合記録簿の種別			物件事故				

事故車損傷部写真

甲第 2 号証

副

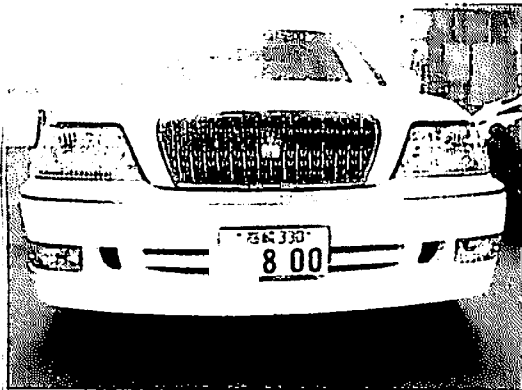
初回立会分・再立会分

ページ 1 / 1

事故番号: 26946671-1-01

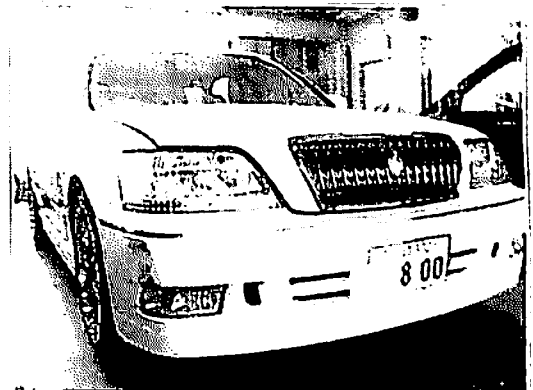
事故日: 2011.02.20

車体番号: R491507



【撮影日付:2011/03/09】

1



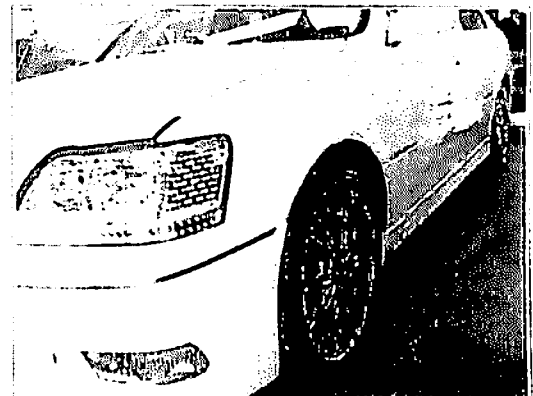
【撮影日付:2011/03/09】

2



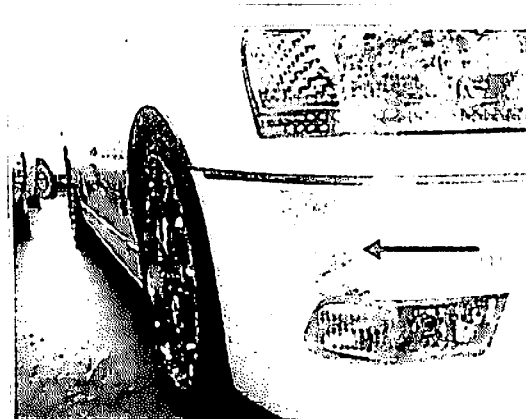
【撮影日付:2011/03/09】

3



【撮影日付:2011/03/09】

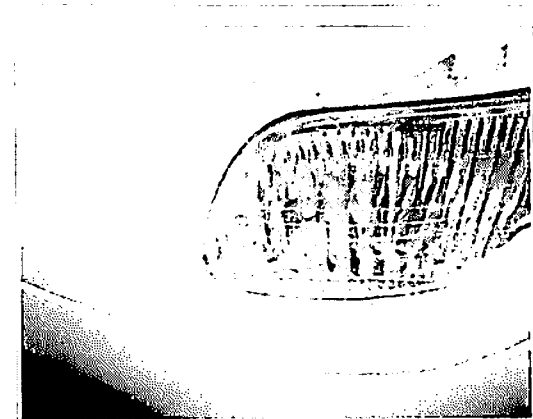
4



【撮影日付:2011/03/09】

(D)左フロントバンパー 変形、擦過傷

5



【撮影日付:2011/03/09】

(D)右ヘッドライトカバー 擦過傷 X

6

事故車損傷部写真

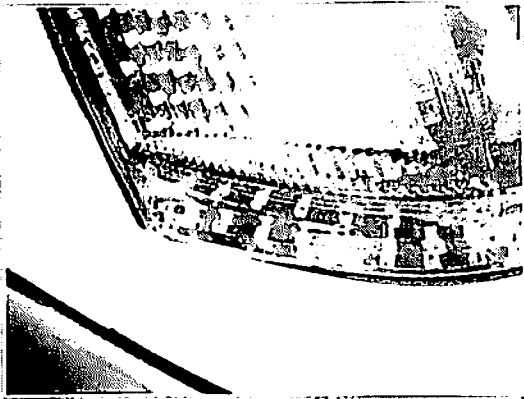
初回立会分・再立会分

ページ: 2 / 1

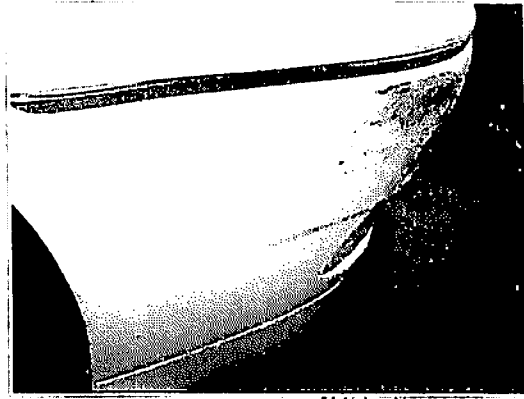
事故番号: 26946671 -1 01

事故日: 2011 02 20

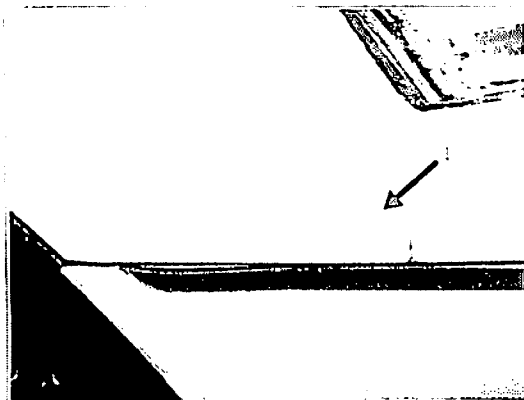
請求-小番号: R491507



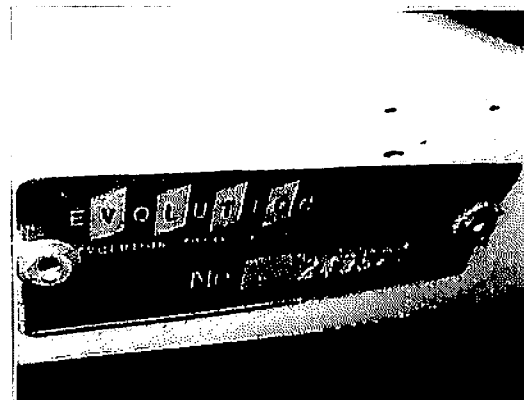
7 【撮影日付:2011/03/09】



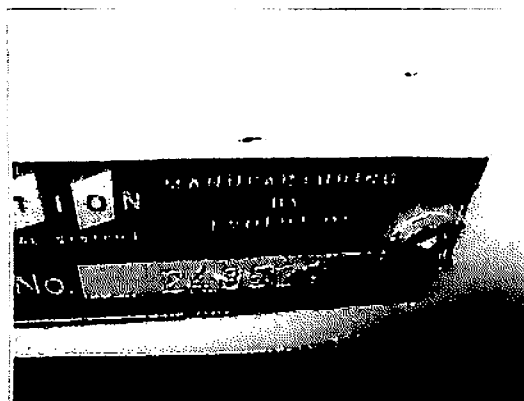
8 【撮影日付:2011/03/09】



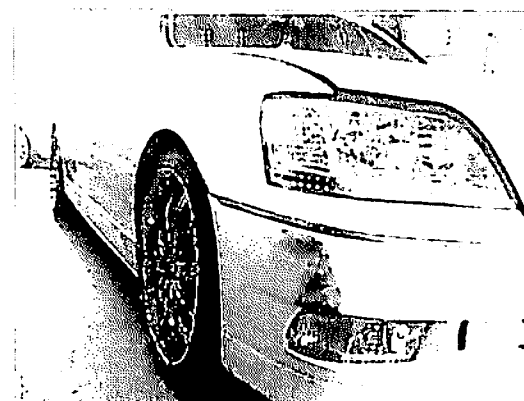
9 【撮影日付:2011/03/09】



10 【撮影日付:2011/03/09】
バンパーカバーは社外品(車体カラーと同じ)



11 【撮影日付:2011/03/09】



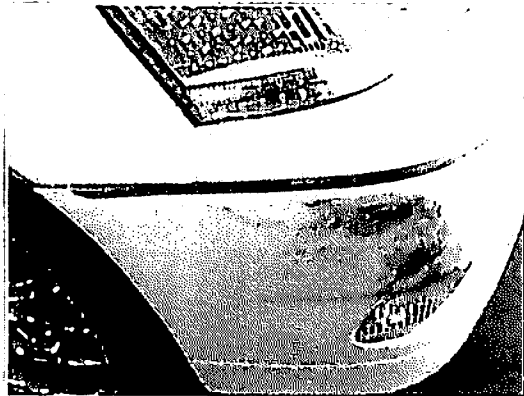
12 【撮影日付:2011/03/09】

事故車損傷部写真

事故番号: 26916671-1-01

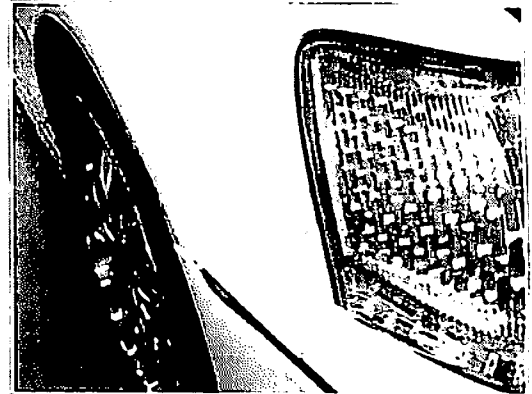
事故日: 2011/02/20

車体番号: R491507



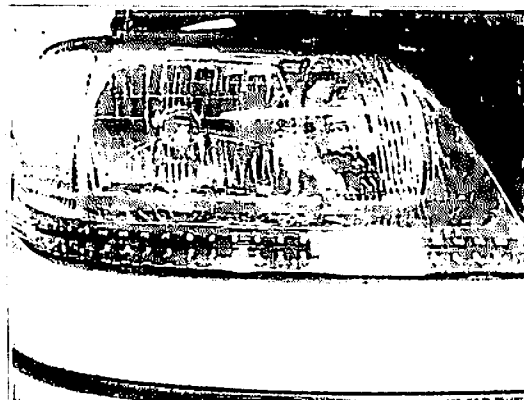
13

【撮影日付:2011/03/09】



14

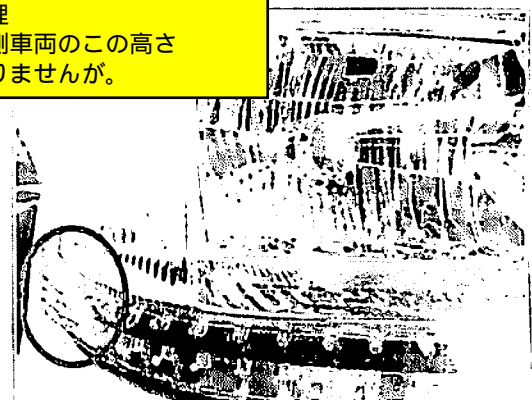
【撮影日付:2011/03/09】



15

【撮影日付:2011/03/09】

便乗修理
被害者側車両のこの高さ
に傷ありませんが。



【撮影日付:2011/03/09】

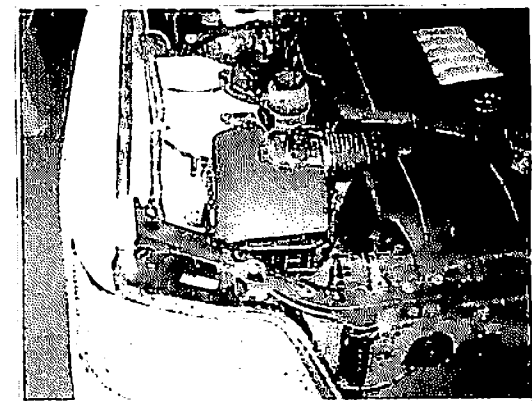
車体番号: R491507 製造番号 X

16



17

【撮影日付:2011/03/09】



18

【撮影日付:2011/03/09】

事故車損傷部写真

初回立会分・再立会分

ページ: 4 / 4

事故番号: 26946671-1-01

事故日: 2011/02/20

車体番号: R491507

部員上修理
こんな傷、被害者側車両に
ありませんが。



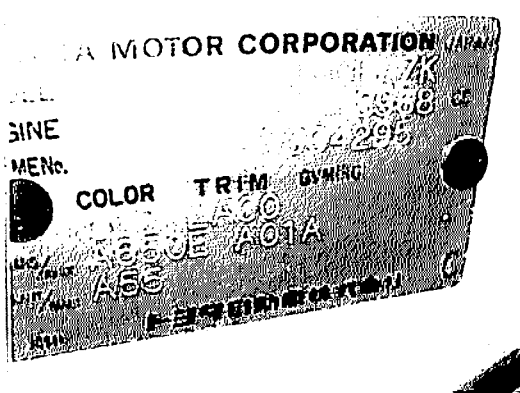
19

【撮影日付: 2011/03/09】



20

【撮影日付: 2011/03/09】



21

【撮影日付: 2011/03/09】

副

修理費明細書

甲第 3 号証

2011年06月13日

(P. 1 / 2)

新井

日本興亜損害保険株式会社

合計金額 250,089 円

所属: 関東損害 群馬SC
氏名: 原

車名・型式	トヨタ クラウンマジェスタ 4DSUZS171 C 4000					
登録番号	高崎 330	800	初度登録	1999年12月	走行距離	67,465 km
車台番号	UZS171-0004295		型式指定		類別区分	
エンジン型式	1UZ-FE型(2WD)		排気量	062	トランス	
7777番号(※)			製造年(※)		モデル(※)	

部品コード	修理項目/部品名称/部品番号	修理方法/指致	部品 (円)	工賃 (円)
0010	F rバンパカバー (社外品)	脱着修理	3.00	18,600 #
0020	F rバンパラインホースメント	修理	1.00	6,200 #
0046	右 F rバンパバーラインホースメント 52133-30110	取替 (01)	1,490	
0054	右 F rバンパサイドサポート 52115-30100	取替 (01)	880	
0060	F rバンパモール 52751-30150	取替 (01)	4,380	
0140	右 フォグランプユニット 81211-30260	取替 (01)	12,000	
0171	右 F rバンパサイドリテーナNO. 3 52539-30050	取替 (01)	440	
0173	右 F rバンパサイドリテーナ 52535-30150	取替 (01)	190	
0174	F rバンパサイドサポート 52115-14130	取替 (01)	1,160	
0180	クリップ 90467-05116	取替 (01)	100	
0184	グロメット 90189-04156	取替 (01)	90	
0455	右 ヘッドランプユニット 81130-3A540	取替 (01)	0.70	62,300
0455	右 ヘッドランプユニット (LED)	加工		30,000 *
1000	右 F rフエング 2dml B 付加 O. 20#	板金	1.20	7,440 #
1105	右 F rホイールオープニングモール 75871-30320	取替 (01)	3,460	
1420	右 ラジエータサポート	板金	0.45	2,790 #
6750	F rアライメント	点検調整	0.50	3,100 #

部品発注の際は、部品番号の再確認をお願いいたします。 ページ小計 86,490 72,470

装備バリエーション

R 番 号	R 4 9 1 5 0 7
作 成 日	2011年03月18日
更 新 日	2011年03月18日
部品価格適用日	2011年02月01日

修理費明細書

2011年06月13日

(P. 2 / 2)

日本興亜損害保険株式会社

所属: 関東損害 群馬SC

氏名: 原

合計金額 円

車名・型式	トヨタ クラウンマジェスタ 4DSUZS171 C 4000				
登録番号	高崎 330 800	初度登録	1999年12月	走行距離	67,465 Km
車台番号	UZS171-0004295	型式指定		類別区分	
エンジン型式	1UZ-FE型(2WD)	カラーコード	062	トリムコード	
シリアル番号(※)		製造年(※)		ボディ色(※)	

部品コード	修理項目/部品名称/部品番号	修理方法/指数	部品 (円)	工賃 (円)
	塗装費用			77,720
	塗料	2K		
	塗膜	3コートパール		
	高性能塗装	無		
	塗装方法	アンダーコートを含む		
	文字書き費用			
	内張り費用			
	配線・配管費用			
	ショートパーツ		1,000	
	レッカー代1			
	レッカー代2			
	写真代他		500	
			1,500	77,720

作成は事故から1ヶ月以上経過後、笑える。

部品発注の際には、部品番号の再確認をお願いします。

(※) 輸入車のみ

ページ小計 1,500 77,720

装備バリエーション			
		小計	87,990 150,190
		控除	0 0
		課税計	238,180
		消費税	11,909
		非課税計	0
		合計	250,089
		R 番 号	R491507
		作 成 日	2011年03月18日
		更 新 日	2011年03月18日
		部品価格適応日	2011年02月01日



ACG10070

2011/03/04 19:31

当り屋保険の代理店が 被害者の修理屋を騙して入手した資料。

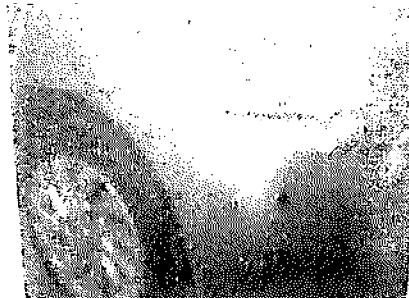
事故番号 : 26946671



撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for the first image.



撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for the second image.



撮影日 撮影者

<コメント>

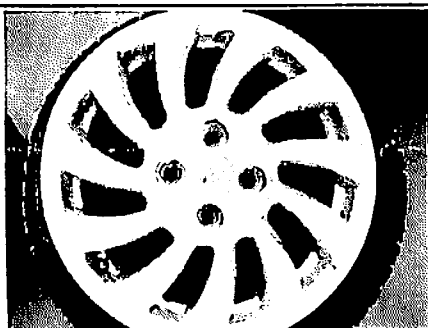
Empty comment box for the third image.



撮影日 撮影者

<コメント>

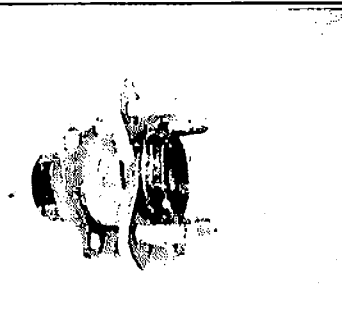
Empty comment box for the fourth image.



撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for the fifth image.



撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for the sixth image.

<総合コメント>

Large empty box for overall comments.

見積書

中第 5 号証



見積日 平成23年02月20日

受注番号 31 93303

OK

お客様名 _____ 様

お客様住所 高崎市

販売店名 _____ (株)

店舗名 _____

電話番号 _____

アドバイザー名 _____

登録番号	高崎	エンジン	3S2
車名	b8	走行距離	053377 km
型式	QNC21-BHSGK (G)	カラーコード	T23
車台番号	QNC21-008	トリムコード	FL40
初度登録	2009/4/23		
車検有効期限	2012/4/22		

整備代金お見積額	153,330 円 (うち消費税 7,301 円)		
(内訳)	整備代金	153,330 円	引取費用 0 円
	部品代	94,033 円	出張費用 0 円
	技術料	59,297 円	値引 0 円

	作業内容・使用部品	数量	部品代	技術料
1	R r バンパカバー (トソウズミ) 取替			3,349
2	リアバンパー	1	32,655	
3	リアバンパーリフトホールド (LH)	1	1,239	
4	クリップ	2	356	
5	フロントフィンダライククリップ	4	672	
6	フロントフィンダライククリップ	4	672	
7	クリップ	2	356	
8	クリップ	4	628	
9	R r バンパー穴あけ加工			2,000
10	左 クォータパネル修理			5,334
11	左 R r コンビネーションランプ脱着			2,677
12	左 R r アクスルハブ&ベアリング取替			
13	リアアクスルハブ & ベアリング ASSY RH	1	21,525	
14	左 R r ディスクホイール (アルミ) 取替			3,349
15	ディスクホイール	1	451	
16	ディスクホイール	1	34,650	
17	左 R r ホイールハブオーナメント取替			
18	ホイールハブオーナメント	1	829	
19	塗装費用			41,538
20	ショートのパーツ			525
21	写真代他			525

2011/03/27

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 聡

連絡の件

1. 3月22日付 貴社書面

3月22日の電話でこちらは「解決策を提示しろ」などと言っておりません。
勝手に文書内にストーリーを作らないでください。
そちらが、「何か保険会社側の考えを提示するから見てくれ」という話でしたよね。
事故の状況は事故証明コピーを添付するので見てください、これでプロの保険会社御担当は十分判るはずです。これだけの期間実質「当て逃げ」を継続して今頃…ですね。

2. の考え

1ヶ月間 井、 菊、 貴社 の三者で 当方の電話に対し否定を継続、対応を壟回しし
当方の車両修理遅延、不稼働損失を拡大させました。
車両修理損、に加え実質「当て逃げ」で大幅に膨れた損失を含め金額補填を要求します。
詳細は下記のとおり

- | | | |
|------------------------------------|-------|------------------------|
| (1) 車両破損損失修理代 | ----- | 153,330 |
| (2) 不稼働時代替車両使用料 | ----- | @6,300 X 12 日 = 75,600 |
| | | P2) |
| (3) 貴社「保険適用可能性無」説明 (対 | |) に起因する請求権明確化の |
| ための内容証明関連費用、郵送代 | ----- | 31,500 |
| | | 350 |
| | | <u>1,140</u> |
| | 小計 | 32,990 |
| (4) 車両修理対応、... 依頼・折衝、上記項目対応に関連する | | の逸失時間補填 |
| 時間単価 15,000 円/時間 X 12 時間 = 180,000 | | |
| (時間単価は ... が業務時顧客に請求する時間単価と同額。) | | |

(1) - (4) 総計 441,920 円
金 四十四萬零千九百貳拾円也

3. 上記を下記銀行口座に振込みいただければ取戻いただけます。必要があれば下田が領収書を発行します。

口座 群馬銀行 高崎支店
店番号

敬具

調停申立書に対する反論

2011年9月10日

高崎簡易裁判所御中

事件番号 平成23年(ノ)第36号

債務額確定調停事件

申立人 井 哲 他1名

相手方 他1名

反論の主旨

申立人 井 陣 が 相手方 に支払うべき損害賠償額は441,920円である。

反論の要点

乙第1号証 の交通事故証明書に記載された下記交通事故に関する申立人の不当な主張に対して反論申立する。

1. 発生事故

- (1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線 前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- (3) 申立人 井 陣が運転する 車両番号 高崎 330 800 が相手方が運転する車両番号 高崎 に後方から追突した事故

2. 当事者双方の損害

此处で便乗を指摘

- (1) 申立人の損害 (乙第2号証)

申立人の修理額は25万0089円を主張するが、乙第2号証 記載の通り 甲第2号証 中に当該事故に起因しない損傷の修理額の不当な加算が含まれること、甲第2号証は見積額の提示のみで修理実施の事実が存在しないため、実際の損害額は申立人の主張する金額より相当低いと想定される。

- (2) 相手方の損害額は 44万1920円である (乙第3号証)

内訳 ①車両破損損失修理代	153,330円
②不稼動時代替車両使用料	75,600円
③内容証明他費用	32,990円
④損失費用	180,000円

3. 本事故の処理に対する対応、過失割合 (乙第4号証) (乙第5号証)

(1) 事故処理

本事故発生時 申立人は任意保険を適用した処理を企てたが、車両入替後

事故発生時までには保険の車両組替手続が行われず、「期限の 30 日以内」を超過し申立人の車両の任意保険は失効していた。このため申立人と日本興亜損保(株)間での係争が 1 ヶ月以上継続し車両修理代以外の損失が拡大した。

2011 年 3 月 22 日から同係争が収束した模様で、日本興亜損保の 林が代理人と称し相手方()に不合理な要求をもって接触してきた。その後 日本興亜損保の契約弁護士 崎が代理人を自称して接触してきた。

(2) 過失割合

本件は混雑交差点付近における交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり 申立人の過失割合が 10 (100%) である。

また、申立代理人 崎の主張は 発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空の捏造であり、反社会的且つ不当な主張の中止を強く要求する。

通り魔・当り屋マロコル

(3) 追加的損失

下記追加的損失については申立人、日本興亜損保および代理人に対し相手方より最小化のための善意の連絡を繰返したが、申立人と日本興亜損保(株)間の係争優先で相手方の損失最小化の提案は無視され損失が拡大した。

尚、下記費用は相手方 と日本興亜損保(株) 群馬損害保険センターロセ 間で申立人側が全額支払う協議・合意が済まされている。

②不稼動時代替車両使用料	75,600 円
③内容証明他費用	32,990 円
④損失費用	180,000 円

4. 反論申立

以上の経緯に基づき申立人は 申立人の一方的責任に起因する相手方の損失に対し速やかな弁済支払いを行い、反社会的行動に対し謝罪することを要求し相手方 は本反論を申し立てる。

証拠書類

1 乙第 1 号証	交通事故証明書
2 乙第 2 号証	申立人 甲第 2 号証 に対する反論
3 乙第 3 号証	相手方()の損害額
4 乙第 4 号証	過失割合、事故詳細
5 乙第 5 号証	事故対応の経緯
6 乙第 6 号証	弁護士 崎送付資料
7 乙第 7 号証	代替車両借用書

〒

370

639

交通事故証明書

住所 高崎市

申請者

氏名

乙第一号証

甲・乙

との続柄 本人 代理人

事故照会番号	高崎市 第1169号												
発生日時	平成23年 2月20日 午後 5時 8分ころ												
発生場所	群馬県高崎市棟高町1868-11												
甲	住所	群馬県高崎市飯塚町221 (Tel 027-361-2833)										備考 甲・乙以外の当事者 無	
	フリガナ氏名	イジン 井 陣		生年	月 日		男 (20歳)						
	車種	自家用 普通乗用自動車		車両番号	高崎33C 800								
	自賠責保険関係	有り あいおいニッセイ同和損害保険		証明書番号	EK24139662								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・歩行・その他											
乙	住所	群馬県											
	フリガナ氏名			生年	月 日								
	車種	自家用 普通乗用自動車		車両番号	高崎								
	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災		証明書番号	2L4057830								
事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・歩行・その他												
事故類型	人対車両	車両相互					車両単独					踏切	不・調査中
		正面衝突	側面衝突	出合い頭突	接触	○追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 平成 23年 3月 11日 自動車安全運転センター													
群馬県事務所長													

証明番号

000639

照合記録簿の種別

物件事故



乙第 2 号証

申立人 甲第 2 号証 に対する反論

1. 甲第 2 号証 記載内容

- (1) 撮影日時が事故日から 18 日後であり、その間継続的に走行・使用されていたと推定する、甲車は大型の高剛性車であり損傷は軽微なものと推定する。
- (2) 甲第 3 号証 修理費明細書は査定額を示したもので、修理の実施については何も記載されていない、また、本件に関しては相手方 側には修理連絡がされていない。上記 2011 年 03 月 08 日 19:41 の ロセの説明と内容に齟齬が存在する。(「保険適用が 99%無い」車両の修理査定をなぜ 3 月 9 日 翌日するのか、疑義がある。)

(3) 便乗修理

下記添付写真①が乙車の追突による損傷部である、これは写真②の甲車バンパー損傷部との接触によると推定できる。

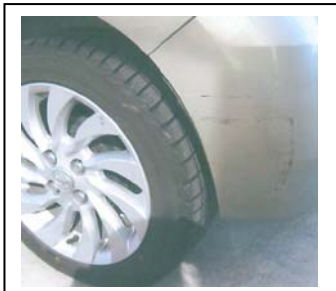
しかし、

写真③の甲第 2 号証 16 番写真に相当する位置に乙車の損傷が無い。

写真④の甲第 2 号証 19 番写真に相当する位置は乙車の損傷位置より後方になり損傷位置に届かない、また金属ホイールの「齧り損傷」の傷が乙車に無い。

事から写真③、写真④ に示された損傷は今回の甲車の追突事故に起因していないものと判断できる。 便乗修理費を相殺見積に加算することは不当である。

① 乙車損傷部



② 乙車損傷部 1



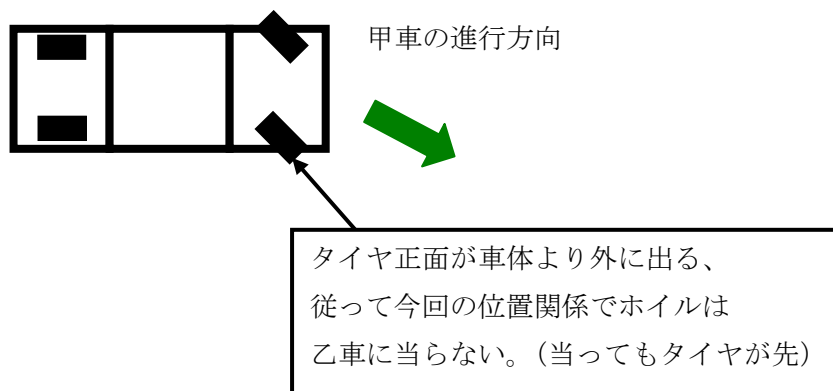
③ 乙車損傷部 2 別事故起因
傷高さに乙車衝突痕無



④ 乙車損傷部 3 別事故起因
金属同士の接触痕乙車に無



(3) 参考：位置関係と接触部位



追突現場 再現写真

甲(加害車両)、乙(被害車両)の衝突痕からの再現写真
(甲車は一回り小型の車両を使用して再現)



写真 R1

相対位置関係

右折のためタイヤがフェンダーから出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触していない。



写真 R2

甲車の運転者から乙車がこの位置に見える。

進行方向の視野に乙車が完全に入る。
追突は故意または重大な過失が原因。
乙車は追突を回避する手段が無い。

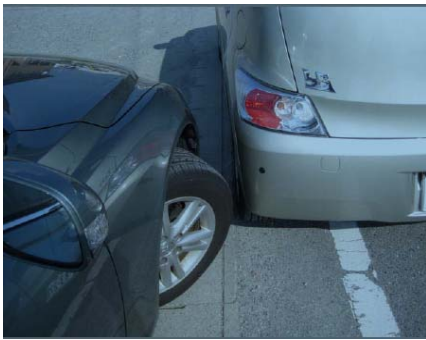


写真 R3

追突部を斜め後方から撮影

右折のためタイヤがフェンダーから大きく出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触できない。



写真 R4

追突部を側方から撮影

追突部とタイヤの位置関係が明確である。



写真 R5

追突部を前上方から撮影

乙車の接触痕範囲からの追突部再現位置
実際の甲車は大型でありバンパーも大きい。
甲車の前照灯の衝突痕は乙車に無い。
(接触していない。)



写真 R5

追突部を後ろ上方から撮影

乙車の接触痕長さからの追突部再現位置
実際の甲車は大型車でありバンパー部も大型である。

乙第3号証

相手方の損害額

1. 損害額詳細

損害額の詳細は下記の通りである

- (1) 車両破損損失修理代 ----- 153,330 円
(2) 不稼動時代替車両使用料 ----- @6,300 円 X 12 日 = 75,600 円
(P2)

乙車（相手方車両）は新車購入後 22 ヶ月経過、事故時 53,000 Km 走行している。乙車は が 拠点、東京都拠点、自宅、空港間を大型の荷物を積載して走行する繁忙な業務用車である、従って同等特性の代車の使用が業務上不可欠である。（追突事故等加害車責任が重い事故では 2 週間を目処に相当ランクの代車費用は通例保険会社が負担している。）

- (3) 日本興亜損保「保険適用可能性無」説明（対 ）に起因する請求権明確化のための内容証明関連費用、郵送代 ----- 31,500 円
350 円
1,140 円
小計 32,990 円

- (4) 車両修理対応 依頼・折衝、上記項目対応に関連する下田の損失費用
時間単価 15,000 円/時間 X 12 時間 = 180,000 円
（時間単価は が業務時顧客に請求する時間単価と同額。）
上記費用の内車両修理代以外は保険適用可否にかかわらず、申立人側が の
対応要求に対し適切に対応していれば発生しないか、極少額で済んだ内容である。

- (1) - (4) 合計 441,920 円
金 四十四萬壱千九百貳拾円也

2. 損失の発生責任

1 ヶ月間 申立人： 井、自称代理人： ㊦、日本興亜損保 の三者で 任意保険の有効性、復活に関して係争を継続。その間 の損失最小化提案・要求に対し対応を盥回しし車両修理大幅遅延、不稼動損失を拡大させた。

{通常車両修理に保険を適用する場合保険会社の確認同意無しに修理会社は修理着手できない。（確認同意無しの場合査定額の差で修理会社と保険会社で係争になる。）}

日本興亜損保は下記「 ロセの謝罪、支払合意」に対し全額を支払う義務がある。

下記が 2011 年 3 月 8 日の ロセから への連絡である。

5) 日本興亜損保 ㊦は「任意保険は失効」の連絡とともに、長期間「三井-日本興亜間の揉め事で」 ㊦へ対応が酷いことを謝罪した。 ㊦の際、万一復活時には被害車両修理費、代車、その他2次損まで要求どおり支払うと説明、同意・支払合意した。(復活は99%以上無く、100%無いことの社内確認手続き中と説明した) ㊦



左記㊦が㊦からの着信記録㊦
電話番号 027-221-1143㊦
は日本興亜損保 群馬損害保険㊦の
番号と一致した。㊦

過失割合、事故詳細

乙第4号証

1. 過失割合

(1) 衝突原因

乙第1号証 事故証明書記載の通り甲の追突。甲車は①改造車 ②運転未熟
③前方、進行方向不確認である。夕刻混雑交差点付近で信号停止中に無理な右折、
横断強行が事故原因である。

1) 改造車

車高変更、各部改造を加えた安全性を落とした車両を運行している。
視認性、操作性がメーカー標準車から劣化している。

2) 運転未熟

運転経歴が短く、十分安全運転できるレベルに無いものが改造大型車を
運転する事には無理がある。

3) 右折は右通行帯の中央線寄りから開始する、左側通行帯上の信号停止 からの右折は禁止、違反事項である。

4) 前方、進行方向不確認

交差点内 30m 連続通行区分線 通行帯内は 黄色線で区切られた禁止指示ではない、
但し交通道徳・慣習として限りなく禁止ゾーンに近い。

自車の進行方向を全く確認せず追突している、重大な過失または故意が存在する。

(2) 側 過失割合は無し（ゼロ）

- 1) 事故は事故証明書のとおり追突事故。（別冊 判例タイムズ 16 —188 頁）
- 2) 法を犯した行為を行っていない。
- 3) 斜め後方の信号停車車両が突然走り出し追突することを予見できない。
- 4) 後端から 45cm 範囲に隣通行帯 信号停車中の車が 至近距離から発進し
追突する車両の動きを回避できない。

従って 甲：申立人 井の過失責任は 10（100%）である。

2. 申立人 井、保険会社側の対応

(1) 代理人 井 主張

代理人を主張する 井が 2011 年 02 月 22 日「事故の内容はわからないが
電話で 8：2 過失率だと主張した」。

(2) 崎連絡 「ご通知（受任のご挨拶）」2011 年 04 月 28 日付

表記文書で 相手人 井車が 申立人 井車に追突する判例を引用し 井に送付
してきた。この判例を引用し過失割合は 70（井）：30（井）と主張した。

この引用によれば、井車が前方を遮った 井車に追突したことになり

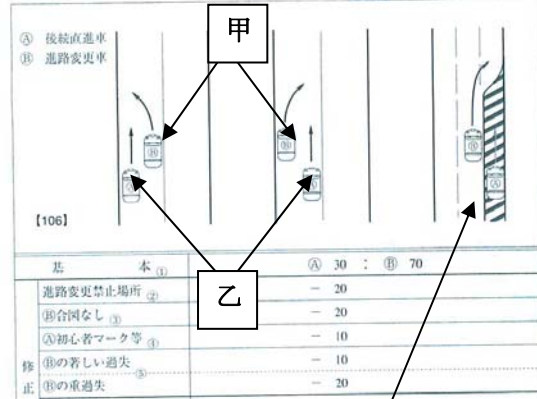
今回の衝突と損傷場所が違う（前・後逆）全く根拠の無い主張である。

判例タイムズ 16 P186 /適用困難

ご 通 知 (受任のご挨拶)
2011年8月24日

〒370-
群馬県
高 崎 法 律 事 務 所
井 俣 代 理 人
弁護士 編 章

謹啓 突然のお手紙のご無礼お詫し下さい。
当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬高崎南棟高町1868-11において、
さまが所有し、様が運転する普通乗用自動車と 井俣が運転する普通乗用
自動車 (以下「井車」と言います。)との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関して、
新井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。
本件事故に関しましては、今後は当職が対応させていただきますので、ご連絡は当職までお願い
いたします。
新井及びその家族等との関係者への御連絡は固くお断りいたします。
さて、本件交通事故は、井車が車線変更する際、 様のお車と接触したものです。
かかる事故態様であれば、過失割合は70 (新井) : 30 (様) が基本となります (別
添付判例タイムズ16p186【106】)。



今回はゼブラゾーン=反対車線
なのでありえない

(3) 相手方 の回答

「判例タイムズ 16 P188 / 追突」 を根拠に こ「相手方 過失無し」を回答した。

(3) 追突事故 (被追突車に法24条違反がある場合)

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の
一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に従って停止した車両や渋滞等の
理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100:被追突車0ということになる。
ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを
前提にしている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐停車
車両に対する追突事故」も参照されたい。

判例タイムズ 16 P188 / 追突

当り屋・詐欺一味此処で
場所・状況が全く違う別事故
捏造

(4) 甲第7号証、 架空、捏造資料

篠崎は2011年08月25日付で “甲第7号証” を送付してきた。

記載事項の

① 事故現場が架空の場所

篠崎送付資料の場所は 高崎渋川バイパスの片側3車線道路を明示している。
同日、甲、乙 両車とも 安中方面から前橋に向かって走行しており
渋川から前橋に向かった事実は無い。

「甲第7号証」に記載位置はモスバーガ前方 「菅谷町 1243-14」である。

② 記載された状況も架空であり、ここに記載された事故内容と相手方 が追突
された事故は無関係である。

③ 本主張から申立人、代理人は過失率主張の根拠の基本である、事故の事実すら把握せ
ず 単に過失率の数字のみを主張していることが明白である。

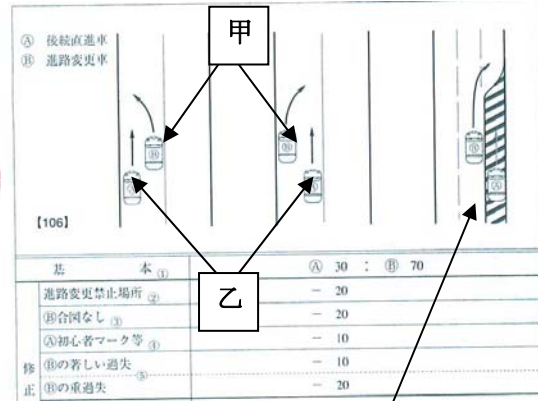
判例タイムズ 16 P186 /適用困難

下田雅夫 様
下田裕子 様

ご 通 知 (受任のご挨拶)
2011年5月24日

〒370-
群馬県高崎市
崎 法 律 事 務 所
井俣 代理人
弁護士 編 章

謹啓 突然のお手紙のご無礼お詫し下さい。
当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市榑高町1868-11において、
さまが所有し、 様が運転する普通乗用自動車と「井俣が運転する普通乗用
自動車（以下「井車」と言います。）との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関し
て、「井車から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。
本件事故に関しましては、今後は当職が対応させていただきますので、ご連絡は当職までお願い
いたします。
井及びその家族等の関係者への御連絡は固くお断りいたします。
さて、本件交通事故は、「井車が車線変更する際、 様のお車と接触したものです。
かかる事故態様であれば、過失割合は70（井）：30（田様）が基本となります（別
添付判例タイムズ16p186【106】）。



今回はゼブザブーン=反対車線
なのでありえない

(3) 相手方 の回答

「判例タイムズ 16 P188 / 追突」 を根拠に 崎に「相手方 過失無し」を回答した。

(3) 追突事故（被追突車に法24条違反がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の
一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に従って停止した車両や渋滞等の
理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになる。
ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合の
みを前提にしている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐停車
車両に対する追突事故」も参照されたい。

判例タイムズ 16 P188 / 追突

(4) 甲第7号証、 架空、捏造資料

篠崎は2011年08月25日付で “甲第7号証” を送付してきた。

記載事項の

① 事故現場が架空の場所

篠崎送付資料の場所は 高崎渋川バイパスの片側3車線道路を明示している。

同日、甲、乙 両車とも 安中方面から前橋に向かって走行しており

渋川から前橋に向かった事実は無い。

「甲第7号証」に記載位置はモスバーガ前方 「菅谷町1243-14」である。

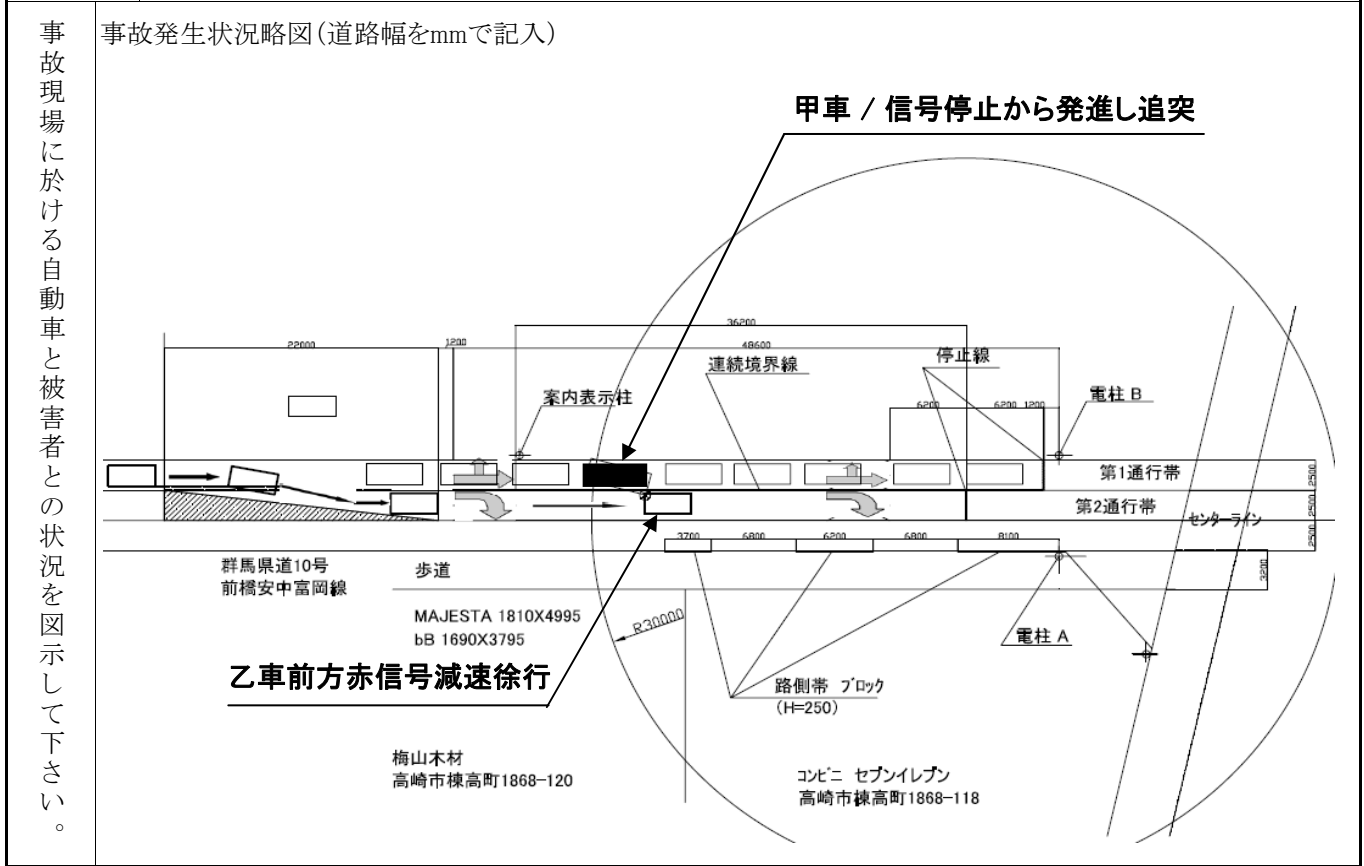
② 記載された状況も架空であり、ここに記載された事故内容と相手方 が追突

された事故は無関係である。

③ 本主張から申立人、代理人は過失率主張の根拠の基本である、事故の事実すら把握せず 単に過失率の数字のみを主張していることが明白である。

事故発生状況報告書

保険証明書 番号	第 号	当事者	甲（加害運転者）	氏名 井 陣 (電話)	運転
自動車の番号			乙（被害者）	氏名 (電話)	
天 候	晴 / 曇	交通状況	混 雑	明 暗	夕 方
道路状況	舗装 { してある	歩道 (両)	{ ある	直線	
	平坦	見通し { 良い		乾燥/良好 路	
信号又は標識	信号 { ある	駐車禁止 { されている		その他標識	
速 度	甲車両 停止から発進し衝突 乙車両 信号停止前減速徐行				



上記図の説明を書いて下さい。	平成23年2月20日 午後5時8分ごろ、天候は良好。甲車は改造された普通乗用車、乙車は小型乗用車。
	乙車は安中方面から棟高東交差点を右折し高崎方面に向かうため分岐点から第2通行帯を進行、前方赤信号点灯を視認、停止線停止の為減速徐行し進行した。
	甲車は第1通行帯で 前後の車両とともに停止していたが 右前方をほぼ通過完了した 乙車の存在を確認することなく、コンビニを目指して右折のため急発進し 乙車の斜め後方から追突し、後部バンパー端付近を損傷させた。

別紙交通事故証明書に補足して上記のとおりご報告申し上げます。

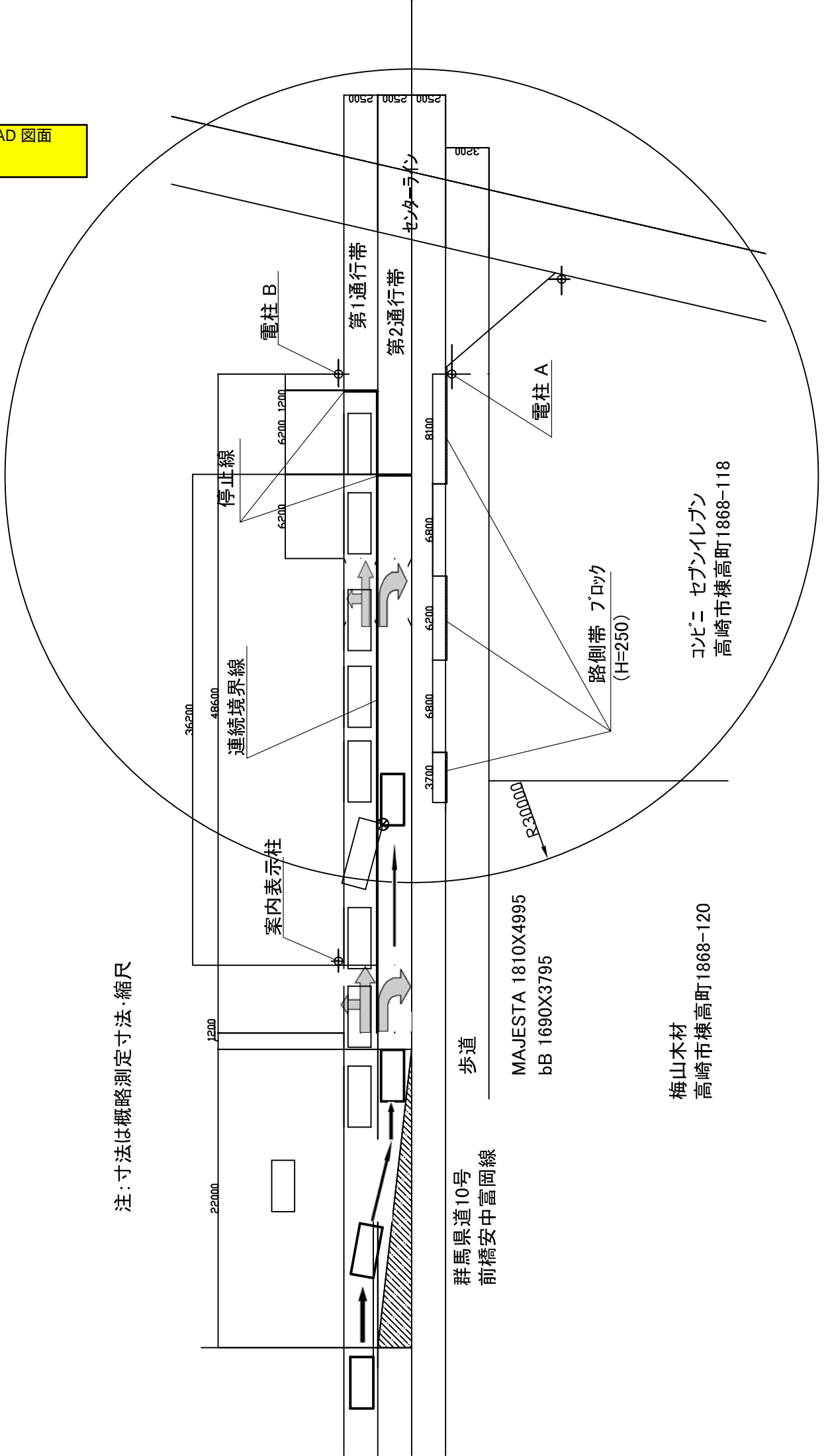
平成 年 月 日

甲との関係() _____ 印

報告者

乙との関係(本人) _____ 印

現地測量 AUTOCAD 図面
ほぼワスケール



注: 寸法は概略測定寸法・縮尺

群馬県道10号
前橋安中富岡線

歩道

梅山木材
高崎市棟高町1868-120

コンビニ セブンイレブン
高崎市棟高町1868-118



乙第5号証

事故処理の経緯

1. 追突事故発生後の対応 一覧表			
No	日付		内容
1	2011/2/20	日	追突事故発生 井陣 現場で、コンビニに信号停車から車線越え発進右折しようとしてbBに追突
2	2011/2/20	日	帰り道 車 持込 21日修理費 一次見積
3	2011/2/21	月	自称代理人 ルカからの連絡 車を入れ替えたが連絡が無かった為期限切れ失効 契約の問題があり 使えるようになる方向で進めている。
		午前	井任意保険失効
			夜 井宅で ルカが協議、結果を22日9:00に連絡との説明
3	2011/2/22	火	ルカからの説明 (電話、が時間内に無いため から確認。) こちらの電話に ルカが 井8: 2分担当を主張 (根拠無) の修理着手はOK、100:0 は難しいと主張、 支払い最低8割は確約する。 保険が無効でも 井に払わせる。
			支払い確約連絡 虚偽
4	2011/2/26	土	ルカからの連絡 2/26夕方コーが出て月曜日に に行ける、と回答
			実際は来なかった 虚偽
5	2011/2/26	土	自宅に請求 10:15 ルカ電話に出ないため、 井宅に連絡 電話に出た祖母に下記3点 メモ伝達を依頼 -修理着手する -不稼働分の代車費用請求通告 -修理費全額支払い要求
6	2011/2/26	土	夜 ルカに連絡 保険会社に聞かないと判らない、休みなで確認後連絡する。
7	2011/3/4	金	支払い確約再確認 ルカが 修理受付の"さん"に連絡 「 サホトの ルカさん保険対応OKとのこと」
			虚偽
8	2011/3/4	金	「 修理受付の"さん"から日本興亜損保本体への電話確認 保険適用 現状できないとの回答
9	2011/3/4	金	から 宛 請求の事実を明確にするため、先ず修理費用分に関する 請求書類および内容証明郵便発送。
10	2011/3/4	金	日本興亜損保/前橋 ロセから への電話 支払いが出来るかどうか未だ決まっていない、先々支払えることになれば連絡する。
11	2011/3/8	火	任意保険失効通知 対応遅延謝罪 保険復活時支払合意 日本興亜損保/群馬損保C ロセから)への電話 -本件保険支払いの可能性無し、極めて困難 社内手続きに時間が相当かかる(1週間では無理、2週以上) 理由は社内規則で言えない 社内手続きとは支払えない事を社内確認することである。 - の説明 保険に関する不具合で が修理を保留した、このため業務用車が使用 できない為の二次損がさらに膨れ修理費より大きい、責任補填すること。 - 2週以上なぜ現物確認もしないのか - なぜ対応を放置するのか - ルカとは何者か、本当の代理店か。 万一保険適用になれば本件係争の責任は 側に全く無いので、 支払額は全て 請求どおり。 領収書は 宛でよい。クレームは一切つけない。 社内確認が完了し保険対応無しが確定すれば保険会社も、代理店も降りる、個人 人間の協議になる、本件ほぼそうなる見通し。 修理着手、完了を通告 以後対応全く無し
12	2011/3/20	日	自宅に再度請求 から 自宅に電話 / 父親が替わる - 1ヶ月経過しても何も修理対応、処理に有効な対応をしていない、どうするつもりか。 虚偽 - 父 回答 ・保険会社がずっと適正な対応をしている ・保険会社経由の適正な対応になぜ自宅にまで電話するのか、警察を呼ぶぞ ・うるさい、自宅に電話するな
13	2011/3/22	月	興亜損保方針が一転 係争収束の様様 日本興亜損保/群馬損保C 林から への電話 保険対応することになった、保険会社の条件を先ず出す。 ; 既に協議済み 上記事前協議済みどおりの対応で良い。 請求全額支払いで ロセ氏電話協議合意済。(一事不再理、合意を覆す理由が無い) 以下は 林とのやり取りの通り

2. 追突事故発生後の対応

此処も嘘、任意保険失効ではなく
不存在だった。

1. 申立人、保険会社・日本興亜損保間の係争

(1) 任意保険失効

昨年 甲車入替後事故発生日迄 30 日以上を経過し任意保険は失効。

同業の「三井住友海上保険」「あいおい損保」担当に見解を求めた、その内容を下記に参考に示す。(両社共通)

- ① 車のことは必要事項が車検証に明記されている。
- ② 保険のことは自賠責も任意保険も保険証に明記されている。
両者とも即時、その場で有効性は誰が見ても判断できる。
- ③ 保険金不払問題以降、業界の社内統制は厳密であり即時有効でない
保険を 1 ヶ月以上経過してから復活することはありえない。
万一、発生・発覚すれば経営者が監督官庁から責任を問われる。

(2) 日本興亜損保 / 代理人 崎の連絡は下記であり見解の相違が大きい。

日本興亜損保の社内統制上の課題で問題を発生させ事故の処理を遅延させた。

ご 通 知

2011年5月20日

〒370-
群馬県高

新井陣
日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士 崎 幸

本年4月28日、新井陣の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

さて、本件書面の件に関します当社の回答ですが、一定のお時間を頂戴したのは、本件において保険契約が適用されるかどうかを確認するためです。言うまでもなく、損害保険会社は、契約者と締結した保険契約に基づき、各種の事故に対応することになるものであり、まずは当該保険契約が当該事故に適用されるかどうかを確認する作業が不可欠です（これは、全ての損害保険会社が行っている作業です。）。この確認作業にどの程度の時間を要するかは、検討すべき契約条項、それを判断する上で必要な調査事項により異なることとなります。

そして、当社と致しましては、今回の確認作業に要した時間はやむを得なかったものと考えております。もっとも、貴殿より、本件書面において、「大変な迷惑を受けている」とご指摘を頂いたことは大変遺憾に存じます。

様
様

ご 通 知 (受任のご挨拶)

2011年4月20日

〒370

群馬県高崎

井陣 代保人

弁護士

崎

幸

謹啓 突然のお手紙のご無礼お詫し下さい。

当職は、本年2月20日午後5時5分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
さまが所有し、様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用
自動車（以下「井車」と言います。）との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関し
て、新井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。

本件事故に関しましては、今後は当職が対応させていただきますので、ご連絡は当職までお願い
いたします。

様

ご 通 知

2011年5月20日

〒370

群馬県

井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士

崎

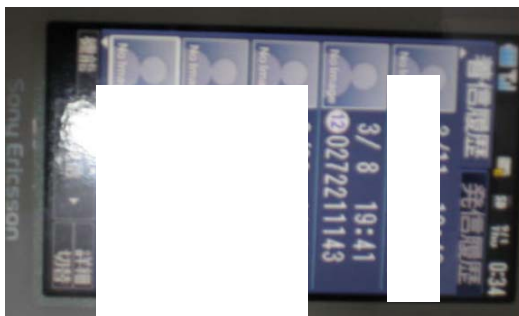
幸

謹啓 本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、貴殿
が所有し、様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用自動車との間
で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

本年4月28日、新井陣の代理人として、通知書をご送付いたしましたが、貴殿より、日
本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と
題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社
から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社
に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

(3) 申立人、保険会社 の対応

- 1) 車両入替後 30 日以上経過し任意保険は失効。(代理店 ポート ough が電話で下田に 2011 年 02 月 21 日説明)
- 2) 保険代理店、保険会社は失効の確定手続きを進めた。
- 3) 申立人、保険会社の係争後、約 1 ヶ月後に失効した保険をよみがえらせた。
- 4) この間、代理店 がから に相手方被害車両の修理を電話発注したまま無視。(は発注を電話で ough から受けている。)
- 5) 日本興亜損保 ロセは「任意保険は失効」の連絡とともに、長期間「 井-日本興亜間の揉め事で」 へ対応が酷いことを謝罪した。 その際、万一復活時には被害車両修理費、代車、その他 2 次損まで要求どおり支払うと説明、同意・支払合意した(但し、復活は 99%以上無く、100%無いことの社内確認手続き中と説明した)。



左記⑫ が ough からの着信記録
電話番号 027-221-1143
は日本興亜損保 群馬損害保険センター
の番号と一致した。

- 6) 2011 年 03 月 22 日失効保険を再生した模様で、保険担当者を ough から 林に変更、謝罪・支払い合意、経緯を踏み倒し、振出からの交渉を要求してきた。
経緯を無視した一方的な興亜損保側の対応に対し 林は首尾一貫した対応をした。
- 7) 林が交渉を打ち切り、不明な 4 人目の自称代理人 弁護士登場、全く状況の当てはまらない判例引用、高圧的な交渉を要求してきた。
- 8) 本件の自称代理人 4 名は連絡・関連文書が来る度に主張、説明の主旨が振れ、信用に値せず、社会常識上交渉の当事者と認識できない。
下記に代理人 崎の送付資料の見出しを添付する。

様
様

ご 通 知 (受任のご挨拶)

2011年4月28日

〒370-

群馬県

井陣 代理人

弁護士

崎

幸

謹啓 突然のお手紙のご無礼お許し下さい。

当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
 さまが所有し、様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用
 自動車（以下「井車」と言います。）との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関し
 て、井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。

本件事故に関しましては、今後は当職が対応させていただきますので、ご連絡は当職までお願い
 いたします。

場違いなパターン押付け要求

井及びその家族等の関係者への御連絡は固くお断りいたします。

さて、本件交通事故は、井車が車線変更する際、様のお車と接触したものです。

かかる事故態様であれば、過失割合は70（井）：30（様）が基本となります（別
 冊判例タイムズ16p186【106】）。

また、物損の場合、その損害は文字通り財産的損害に留まり、それが回復されればそれ以
 上の損害が発生する余地はありませんので、当方で、「逸失時間填補」なるものをお支払い
 しなければならない理由は一切ございませんので、その点ご了承ください。

代車使用料及び郵送費用につきましても、何ら立証資料及び根拠が示されない中、当方で
 負担しなければならない理由はないものと考えております。

従いまして、様に生じている損害（修理費として15万3330円）の7割（10万
 7331円）を当方が負担し、井車の修理費25万0089円の3割（7万5027円）
 を様に御負担いただくこととなりますので、これを対当額で相殺処理すると、当方
 がに3万2304円をお支払いして示談となります。

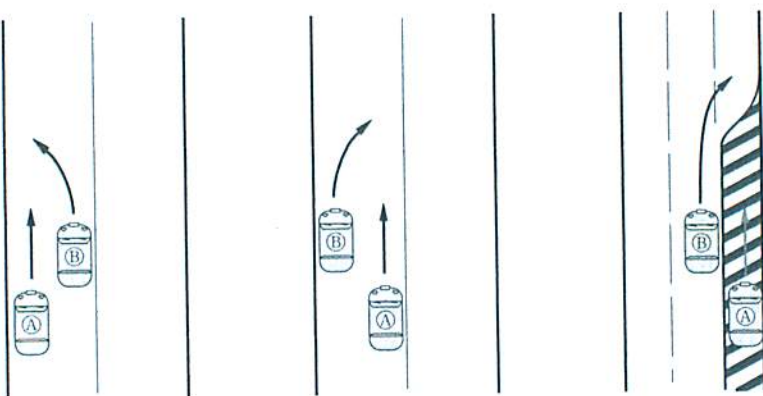
なお、「逸失時間填補」に様が固執されるようであれば、当事者双方で話し合いを進
 めても事態が進展しないことは誰の目から見ても明らかですので、当方と致しましては、高
 崎簡易裁判所に調停を申し立てさせて頂き、今後は、調停委員会及び裁判官の意見を踏まえ、
 適切に処理させていただく所存です。この点、ご加入の損害保険会社様とご相談されること
 を是非ともお勧めいたします。

以上、御検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

- ① 後続直進車
- ② 進路変更車

【106】



基 本 ①	① 30 : ② 70
進路変更禁止場所 ②	- 20
③合図なし ③	- 20
④初心者マーク等 ④	- 10
修正 ⑤の著しい過失 ⑤	- 10
要素 ⑥の重過失 ⑥	- 20
⑦15km以上の速度違反	+ 10
⑧30km以上の速度違反	+ 20
⑨ゼブラゾーン進行 ⑨	+ 10~20
⑩の著しい過失 ⑩	+ 10
⑪の重過失 ⑪	+ 20

- ① ②が左右いずれから進路変更する場合もある。②が適法に進路変更の合図をしていることを前提とする。この形態の事故は、双方の速度に差のあることが前提となる。①の速度が②より高速であるか、進路変更時に②が減速するか、又は①が加速中であるかのいずれかである。このような②の進路変更は、原則として①の速度又は方向を急に變更させることとなるから、基本的には①に有利に考えるべきであるが、①としても、②があらかじめ前方にいるのであるから、②の合図等により、進路変更を察知して適宜、減速等の措置を講ずることにより追突を回避することは、前車が進路変更と同時に急制動をかけたような場合は別として、一般にさほど困難ではない。そこで、基本割合では、①にこのような前方不注視の過失があることを想定している。
- ② 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によって区画されているときは、原則として、その道路標示を越えて進路を変更してはならないものとされているから(法26条の2第3項、なお例外につき同項各号を参照。)、このような進路変更禁止場所での進路変更については、②に20%加算修正する。
- ③ 合図なしとは、方向指示器等により右折等の合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならないのにこれを欠く場合をいう(法53条1項)。進路変更の合図は、①の前方注視義務違反の基礎として重要な意味を持つものであるから、その違反については20%の割

合
④ し
全
け
の
⑤ い
⑥ が
る
⑦ る
⑧

(3) 追突事故（被追突車に法24条違反がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注視や車間距離不保持等の一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に従って停止した車両や渋滞等の理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになろう。

ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提にしている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐停車車両に対する追突事故」も参照されたい。

【10

住
①
②
修正要素
③
④
⑤
⑥

- ① 追
(法
両等
はそ
レー
基準
ただ
も被
合を
ま
けた
- ② 住
人が
物,
を予
- ③ ①
- ④ 幹
信頼
- ⑤ 制
ラン
- ⑥ 被
には

(3) 追突事故（被追突車に法24条違反がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注視や車間距離不保持等の一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に従って停止した車両や渋滞等の理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになる。

ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提にしている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐停車車両に対する追突事故」も参照されたい。

第2 四輪車同士の事故

【10

住
①
②
③
④
⑤
⑥
修
正
要
素

① 追
法
商
等
は
そ
レ
等
基
準
だ
け
た
も
合
を
ま
た
け
た
住
人
が
物
を
子
② ③ ④ ⑤ ⑥
③ ④ ⑤ ⑥
④ ⑤ ⑥
⑤ ラン
⑥ 抜
には

ご 通 知

2011年5月20日

全部嘘、主張に事実が皆無
「無法事務所」とか「詐欺師」事務
所に名前変えれば良いのに。

〒370-

群馬県高崎

井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士

崎

幸

謹啓 本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、貴殿が所有し、
様が運転する普通乗用自動車と新井陣が運転する普通乗用自動車との間で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

本年4月28日、井陣の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

さて、本件書面の件に関します当社の回答ですが、一定のお時間を頂戴したのは、本件において保険契約が適用されるかどうかを確認するためです。言うまでもなく、損害保険会社は、契約者と締結した保険契約に基づき、各種の事故に対応することになるのであり、まずは当該保険契約が当該事故に適用されるかどうかを確認する作業が不可欠です（これは、全ての損害保険会社が行っている作業です。）。この確認作業にどの程度の時間を要するかは、検討すべき契約条項、それを判断する上で必要な調査事項により異なることとなります。

そして、当社と致しましては、今回の確認作業に要した時間はやむを得なかったものと考えております。もっとも、貴殿より、本件書面において、「大変な迷惑を受けている」とご指摘を頂いたことは大変遺憾に存じます。

次に、井陣の代理人として、本件交通事故に基づく損害賠償請求について、お伝えいたします。

当月8日、貴殿より当職宛に頂いたお手紙を拝見した結果、当方と致しましては、当事者間だけの話し合いによる解決は不可能と判断し、本件交通事故の速やかな解決をはかるため、高崎簡易裁判所に調停を申し立てることといたしました。

以上、よろしくお願い申し上げます。

敬具

乙第7号証



殿

借用書

私は、下記借入条項に同意し、以下の車両を 平成 23年 2月 21日(午前9:00)から平成 23年 3月 4日(午後19:00)まで借り入れます。

借入車両の表示

1 車両番号

2 車種

記

借入条項

- 借入者は、借用車両を十分な注意を払い、責任を持って管理する。
- 借入者は、交通ルールの遵守と安全運転を心がける。
- 返却日時を遵守し、燃料を満タンにして返却する。
延長の場合は2日以前に申出て事前了解を得る条件とする。
- 借入車両の同居の親族以外への転貸し、質入をしない。
- 返却までの期間、借入者の不注意、不可抗力を問わず、車両の破損、盗難等で現状のまま返却不能となった場合は、協議のうえ等価の賠償をする。
- 返却までの期間に発生した故障は、その内容や状況に応じて責任割合を協議し、相応の修理代金を支払う。
- 返却期日前であっても、貸主が返却を要請した場合、速やかに返却する。
- 借用代金 は30分タ P2 同額 6,300¥/日 X 日数 とする。

平成

借入者
住所

氏名
(自署)

領収書

下記金額領収しました。
6,300 X 12日分 合計 ¥75,600-



龍撃の主謀者 富士重工業

自社製車の
ユーザーを破壊
させる

社員に車輛を破壊させ、払戻を行っている。
抗議を行うと保険会社に未効保険を再生させ

2011年3月20日

東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

富士重工業(株)総務部総務課御中

詐欺師 奇を案行メバーとして襲ってきた。

社員の存在確認、後で電話で社員であることを認めてきた。
(返せ返信封筒の切手80円。)

貴社従業員（自称）の不具合の件

拝啓

2011年2月20日 貴社従業員を名乗る下記人物が第一当事者の事故を当方が受損しております。

翌日 2/22 以降本人の代理店を自称する人間から3回電話があり、その後自動車保険会社の日本興亜損保 前橋支店から 有効な任意保険不存在の通告を受領しております。

本人への連絡を試みますが、電話口に出る父親を名乗る人物から「電話すると警察に通報する」当の回答で接触できません。 整理すると3点です。

- ・ 加害事故
- ・ 任意保険不存在
- ・ 事故処理後実質当逃げ状態 (接触拒否・逃亡)

損害賠償請求のため 給与差押え等の手続きを進めるため可能な範囲で次の3点回答をお願いいたします。

- ① 貴社従業員であるかどうか、存在の確認
- ② もし存在する場合 … 所属、事業所訪問交渉の貴社としての受け入れ可否。
- ③ もし存在する場合 … 給与差押を当方代理人がする場合の接触窓口

不存在であればその旨電話または返信いただきたく。

当事者 …… 本人/父親が貴社従業員と説明しています。

群馬県高崎市

井 陣

TEL

御参考に関連資料を添付します。

敬具

2011年4月28日

〒373-8555
群馬県太田市スバル町 1-1
富士重工業(株)群馬製作所
人事御担当
里 様

貴社従業員（自称）の不具合の件

拝啓

1. 経過

過日連絡させていただいた件、対応が非常に酷いため、代理人を自称する保険会社の担当と無意味なやり取りをしてみました、添付参照ください。 ANNEX-1
(電話、文書、主張とも無礼の嵐です。)

2. 概況

井 本人は「 が加害者で新井は被害者」と主張していると、伝え聞いています。
井親子の主張、保険の件、対応 とも世間の常識とはかなり違う所謂モンスターの様です。
自動車会社の社員教育の常識もあるでしょうから、コンプライアンス時代の富士重工について教えていただければ幸いです。…… こういう戦闘的指導ですか？

の例を参考に聞いてみました (添付)。

→ ここから富士重工 総務部の
の騒動が始まっています。

3. 保険会社通知

弁護士を立てて本訴を打つと保険会社が言うようですが、「犯人が被害者を告訴する」なんてすごい時代になったなあと思います。

以上

通り魔重工業 コンプライアンスの第1回目 テスト ---- 劣悪
「社員の交通安全教育のテスト、徹底」とWEB 広告、今回は何だ
・ シャツ、黒フィルム
・ 任意保険無
・ 実質当て逃げ
だって企業ぐるみ、通り魔営業だからコンプライアンス無しの指摘受けは論外。(「完全な黒、無法会社だぞ、それがどうした」ということでしょうね多分)

送付状

平成 23 年 9 月 23 日

高崎簡易裁判所 A 係
裁判所書記官 青山 孝殿気付
事件番号
平成 23 年 () 第 36 号
債務額確定調停事件
調停御担当 御中

370
群馬県

資料送付の件

事件番号
平成 23 年 () 第 36 号
債務額確定調停事件
に関する平成 23 年 8 月 31 日 調停期日対応時に調停御担当から指示を受けた提出書類の追加送付、提出させていただきます。
調停御担当への提出をお願いいたします。

提出文書名 調停申立書に対する反論

乙第 8 号証

2011 年 03 月 08 日 19 : 41 着信
日本興亜損保 群馬損害保険センター ロセの電話
通話記録



左記⑫ が 吐からの着信記録
電話番号 027-221-1143
は日本興亜損保 群馬損害保険センター
の番号と一致した。

S :

H : 日本興亜損保 ロセ

S1 はい、 です

H1 日本興亜損保 群馬損害保険センターの ロセです。

S2 今車運転中なのでこのまま、2-3分待ってください、公園駐車場に入れますから。

はい、公園駐車場に入れて車 停めたので OK です、続けてください。

H2 井の交通事故の件で連絡を

S3 1ヶ月近く何も対応してませんが酷いな、どうしてくれるんですか。

なんで、こんなに時間がかかるんですか。

S4 ｶﾞとかいう訳の判らない「代理店」と言う奴が電話してきたけど、修理前の確認はすっぽかすし、8割支払いは保証すると に電話発注したまま放出しですけど。

S5 これ本物の代理店ですか。

H3 ｶﾞは確かにウチの代理店です。

S6 最低 8 割支払保証の電話発注は有効ですよ、合意形成すれば電話でも発注完了、支払い義務がありますよね。

H4 はい、そうですか それは困りました、任意保険が 99% 以上適用・支払いできない。

代理店は保険会社と同じだからそこが払うと連絡すると保険会社が言ったのと同じで発注になります。

S7 99%以上支払いできないって、 ｶﾞの言うとおりの保険失効という事ですよ。

H5 社内規則ではっきり申し上げられませんが、任意保険が 99% 以上適用・支払いできないということですよ。

S8 残りの 1%で ｶﾞはありうるんですか。

H6 今社内確認中です。

S9 確認してもう1ヶ月もやって、いい加減で決まるでしょう、すぐ決めてくださいよ。

H7 いや1週間ではとても無理です、2-3週以上かかります。

S10 は、まだそんなに掛けてやるの、酷いな。 確認は復活のための確認ですか。

H8 いえ、完全に100%駄目なことの最終確定手続きです。

S11 と言うことは復活可能性は無いということ。

H9 ほぼ確実にそうなります。支払い不可の時は保険会社は完全に降ります。あとは、個人間の話、保険会社も代理店も何も知りません。

S12 でも電話発注分の支払い義務がある。

事故後 修理前立会だけすれば3-4日で修理完了できたものを、何故放置したんですか。2週間以上修理完了せず、最後はこれ以上損できないから の個人支払い保証入れて修理しました、損失甚大ですけど。大損出るのがわかっていて放置したでしょう。何故判っていて立会いしなかったんだよ。あのままだとまだ修理着手も出来ていないはずだ。

S13 今回の任意保険の揉め事に は関係・責任あると言いますか。

H10 いえ、単純に 井と保険会社間の不具合なので、 さんは全く無関係、大変ご迷惑をおかけしています、申し訳ありません。

S14 迷惑レベルが違う、でどうしてくれるんですか。

H11 修理費査定は さん宛どおり、あとで高い、安いは言わず請求どおりに支払います。領収書も さん宛でOKです 査定レベル差の件は言いません。

S15 代車費用も出ますが、仕事用の足を取られちゃ話にならない、支払いOKですよ、酷いことするから、修理屋に何度も出向いたり対策資料書いたり、すごい手間ですよ 2次損 週あたり5万円以上発生ですけど。これも請求出しますから。支払いはいいですよ。

H12 多分保険会社は無関係になりますけど、適用のときはいいです、請求どおりに支払います。全てこちら側の責任ですから。

S16 再度確認しますよ、いいですか。 保険が適用になった場合は 修理費、代車費用、2次損失これらを からの請求どおりに支払う、これで間違いありません。

H13 はい、いいです。多分保険会社は無関係になりますけど。

S17 とにかく早く対応してくださいよ、支払いの件は再確認しましたから。

H14 できるだけ早く対応します。

通話完了

通話時間 19:45 開始 20:10 完了